第2次宇都宮市文化振興基本計画

~くらしの中に文化が息づくまち 宇都宮~

平成28年3月

宇都宮市・宇都宮市教育委員会

目 次

	1 2 3 4		策文計計	定化画画	こ 打 了 ()	二	対しては、	こう D 置 付	o . 意 计(
第	2 1 2 3 4 5	章 · ·	社国県市宇	文会ののの都	化の重重する	と 動向 しちず	耳向ので	又り、うつづいている。) # • · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	巻・・り化	く	我 • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	眾	境向色	رم. د د		動・・・文歩	向. 化み		י ה י	位	· ·	· 重	· · · 付	け										1	•		:				:	1 1 1	6 8 1 2
第	3 1 2 3 4	章 · ·	宇前市本	本都討民市	する ほうの	5 の (1) で (1) 文	うないこと	とり 平 ア 比	七女 田 一 長	の化 ト興	現 の 結 の	制 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	犬見·果殳	と状割	調: ·	果	題,一今	· ·	•	· •	点点	· ·	· · ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · ·		!	· ·	む		·		• • 果	· •	1	•		:				:	2 2 3	4 6 7 3
第	4 1 2 3	章 · ·	基基施	文本本策	(((((((((((((((((((∠振念 5金 ○ 体	ラ オ マ キ	型 <i>0</i> • •) .	基	本 · ·	Į.	里:	念	ع •		基	本	· ·	与: • •	針	•	:				:					:	:			•		:			:	:	3 3	7
第	1		其	本	ナ	7余-	+ 1	度の I I II V	-	Ϋ́	1	. 7	乍.	身	iF	から	こぐのし	感人倉た	なし、村山之	シオ告ま	,育・ち	汗月糸へ	舌戈迷ざ	動の承く	で推のり	がかり	き 生 主 主 う	も生産	環進	· 境	į -	ゔヾ ・ ・	· •	ا ل • •	の	推 ·	道· ·	<u>ŧ</u> •					4 4 5	2 6 9
第	6 1 2	章	文文	文化化	. 化 . 旅 . 旅	之施 西第 西第	医护	負担	生生生	進ププ	フロロ	֓֞֞֜֜֜֜֜֞֜֜֜֜֜֝֓֓֓֓֓֞֜֜֜֝֓֓֓֓֓֞֜֜֜֝֓֓֓֡֓֞֜֜֡֓֡֓֡֓֡֓֡֓֡֓֡֓֡֡֡֓֡֓֡֡֡֓֜֡֡֡֡֓֜֝֡֡֡֓֡֡֡֡֡֡֡֡	コジジ	ジェェ	エクク	<u>-</u>	クトト	ト σ. σ.	·)化)相	立既	置要	! <u>[</u>	ゔ •	ナ	•							:	:	:		•		:	:			:	5 5	8
第	7 1 2	章 ·	· 協計	計働	 i σ	可を こよ) 迫	三打 こ そ 値 イ	進進るプラヤ	生气	す化理	る芸	· /	こ。 特・	めの	に 振	_ 夏 •	興.				1				•			•		-		:			,	•			:				6 6	5

参考資料

・前計画における各施設等の達成状況

第1章 計画の概要

1. 策定に当たって

全ての人々が豊かで文化的なくらしを実感し、誇りを持って市民生活を送ることができる環境づくりが求められています。文化は人々の自己認識の基点となり、人々の創造性を育み、心をつなぎ、豊かで活力ある社会形成に重要な意義を持っています。

国は、平成13年12月、文化芸術振興基本法を制定し、文化芸術の振興に当たる基本理念を明らかにするとともに、文化芸術振興施策の総合的な推進や、地方公共団体の文化行政における役割・責務を明文化しました。

本市においては法の制定を受け「歴史と個性を活かした宇都宮文化の 創造と心豊かな人づくり」を基本理念に平成18年3月に「宇都宮市文 化振興基本計画」を策定し、計画を推進してきました。

今回,計画策定から10年を迎え,その成果を検証するとともに,文化を取り巻く環境,そして市民ニーズを把握した上で,今後「本市の文化」をわたしたちみんながどのように捉え,向き合い,何を目指して行動していくのかを見直すことを目的に,改定作業を進めてきました。

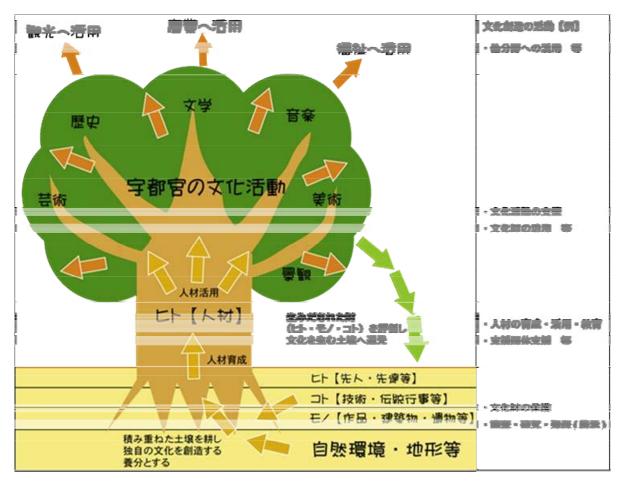
戦後70年の節目を迎える中,個人の「心の豊かさ」や地域の「歴史」や「独自性(アイデンティティ)」に注目が集まっています。また超少子高齢化社会の到来を見据え,国では「地方創生」を旗印に,地域文化の持つ魅力などを活かし地域を活性化していくことの効果を示しています。更にICT技術の飛躍的な技術革新により,「メディア芸術」といった新たな分野の文化も生まれてきており,文化自体をどう捉えていくかといった課題も生まれてきています。

このように時流とともに「文化」が変化していく状況を捉えるとともに、「文化はヒトが生み出すもの」という基本的な考え方の下、「文化芸術活動の担い手の育成強化」や「多様な地域文化の継承・活性化」といった従来からの課題に的確に対応していくことに加え、市民の皆さんとともに宇都宮ならではの素晴らしい文化に気づき、誇りに感じることで地域に愛着を持って心豊かに暮らすことができるよう「第2次宇都宮市文化振興基本計画」を策定しました。

2. 文化振興の意義と文化の範囲

計画策定に当たり、平成26年度に市民アンケート調査を行った結果、平成21年度の調査に比べ、市民の皆さんの文化に対する興味関心が低くなっている、また日常身近にある「文化」を「文化」として意識していない傾向が見受けられました。本市といたしましては、このことを重くとらえ、計画の組立てに当たっては、文化が身近な生活から生まれていることを市民の皆さんに理解していただくため「文化創造のサイクル」を示しました。「文化創造のサイクル」では、文化活動の柱は「ヒトの営み」であり、皆さんの文化活動が文化を創造し、未来へつながっていくこと、そして生み出された文化が「ヒト」に感動を与え、豊かな人間性、創造性を育み、また新たな文化が生まれていくことを示しています。

このサイクルを心の片隅に置いていただき、日々の生活の中のとても 身近なところにある「文化」を意識していただく時間を皆さんに持って いただければと思います。



【文化創造のサイクルイメージ】

(1) 文化振興の意義

文化は豊かな人間性と創造性を育み、人と人を結び付け、絆を強めるもの、さらには成熟社会における成長の源泉となり、地域の豊かな発展や多方面の分野への波及効果が高く、市民が共有・継承すべき公共財です。

ア 人間にとっての意義

- ・文化は、人々に楽しさや感動、精神的な安らぎや生きる喜びをもたらし人生を豊かにするとともに、豊かな人間性を涵養し、創造性を育むもの
- ・真にゆとりと潤いの実感できる心豊かな生活を実現していく上で 不可欠なもの
- ・豊かで美しい自然の中で育まれてきた文化は,人間の感性を育て るもの

イ 社会にとっての意義・効果

- ・文化は、他者に共感する心を通じて、人と人とを結び付け、相互に理解し、尊重し合う土壌を提供するものであり、人間が協働し、 共生する社会の基盤となるもの
- ・地域の祭りや行事,歴史的な建造物や街並み,地域に根ざした文化芸術活動は,郷土への誇りや愛着を深め,住民共通の寄りどこるとなり,地域社会の連帯感を強めるもの

ウ 地域を活性化させる文化

- ・長年にわたり培われてきた伝統文化や文化活動は、その地域内外 の人々を魅了する力があるもの
- ・文化には、人々に元気を与え地域社会を活性化させて、魅力ある 社会づくりを推進する力があり、文化以外にも様々な分野の活性 化にも貢献できるもの
- ・文化活動は、文化施設の利用や文化財の保存と活用による消費の 拡大、観光等による交流人口増大等のように地域経済に対して経 済波及効果をもたらすもの
- ・歴史的建造物や街並み、伝統文化など地域の特色ある文化資源は 魅力ある観光資源として重要であり、地域の魅力を高め、国内外 に発信することができるもの
- ・「文化力」を高めることは、教育や福祉などの分野に対しても効果が期待できる。例えば、学校分野では、子どもたちが本物の文化芸術に触れ、日頃味わえない感動や刺激を直接体験することにより、豊かな人間性と創造性を育むことにつながるもの。また、高齢者にとっても、大声を出して歌うことや、舞踊や演劇等を通

じて身体を動かすことは,心身の健康の維持や増進に効果がある もの

(2) 文化の範囲

計画における基本的な文化の定義は、以下の範囲とします。

ア芸術

文学,音楽,美術,写真,演劇,舞踊その他の芸術

イ メディア芸術

映画,漫画,アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術

ウ 伝統芸能・芸能

伝統芸能(雅楽, 能楽, 文楽, 歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能), 講談, 落語, 浪曲, 漫談, 漫才, 歌唱その他の芸能(伝統芸能を除く。)

エ 生活文化・国民娯楽・出版物等

生活文化(茶道, 華道, 書道その他の生活に係る文化), 国民娯楽(囲碁, 将棋その他の国民的娯楽), 出版物及びレコード, コンパクトディスクをはじめとする音楽・映像媒体

才 文化財

有形文化財(建造物,絵画,彫刻,古文書等)·無形文化財(演劇,音楽,工芸技術等)·民俗文化財(風俗慣習,民俗芸能等)·史跡名勝天然記念物·埋蔵文化財·伝統的建造物群

カ景観

自然的景観, 歴史・文化的景観, 市街地景観, 都市施設景観など

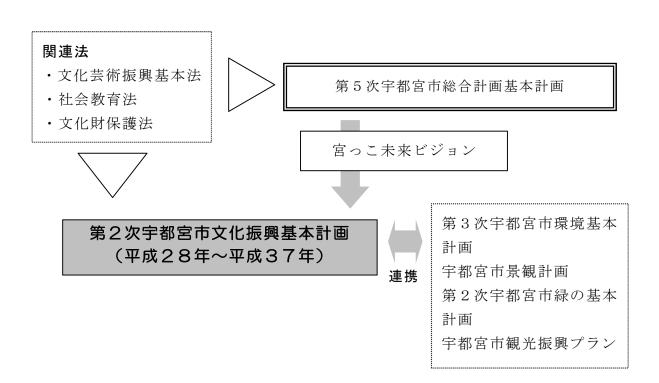
3. 計画の位置付け

本計画は文化課を始め庁内各部署で実施している文化に関する事業を総合的に捉え、効果的に施策を推進していくための方向性を示すものです。また、文化芸術振興基本法、文化財保護法等関連法令を踏まえるとともに、第5次宇都宮市総合計画基本計画に掲げる分野別計画を実現する計画です。

- (1) 文化芸術振興基本法で明らかにされた,文化芸術の振興についての 基本理念や基本的施策を踏まえた計画です。
- (2) 第5次宇都宮市総合計画基本計画の分野別計画「市民の学ぶ意欲と 豊かなこころを育むために」の「個性的な市民文化・都市文化を創 造する」に関する計画です。
- (3) 教育全般の指針となる「宮っこ未来ビジョン」における文化振興分

野の個別計画です。

- (4) 個人の成長発達の促進を目指す社会教育法を踏まえた計画です。
- (5) 文化財を調査・保存・活用し、もって国民の文化的向上に資するための文化財保護法を踏まえた計画です。
- (6)「宇都宮市観光振興プラン」、「(仮称)第3次宇都宮市環境基本計画」、「宇都宮市景観計画」、「第2次宇都宮市緑の基本計画」など、関連する計画と連携した計画です。



4. 計画の期間

平成28年度から平成37年度までの10か年計画とし、必要に応じ、随時見直すものとします。

第2章 文化を取り巻く環境の動向

1. 社会の動向

(1) 価値観の多様化

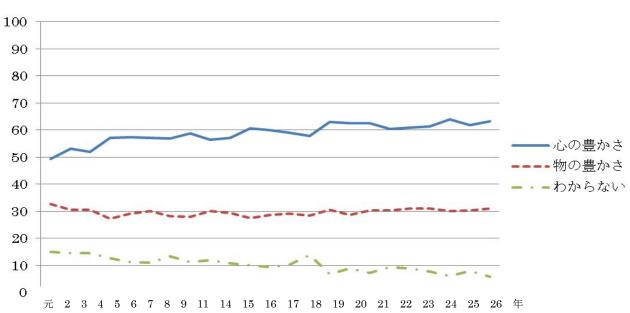
国民が多様な価値観に基づき自己実現を図るというライフスタイルが定着するなど、「物質的な豊かさ」より、精神的な安らぎや潤いのある生活など「心の豊かさ」を重視する傾向は近年になってほぼ固まりつつあります。

平成26年に実施された内閣府による「国民生活に関する世論調査」においても、『今後の生活で大切なものとして、「物の豊かさ」「心の豊かさ」の二つの考え方のうち、どちらが近いか』という質問に対し、「心の豊かさ」を選択した人が約60%となっています。

一方で、コミュニケーションの不足や経済効率を優先するあまり、他人 への思いやりや配慮が乏しくなる社会傾向も指摘されているところです。

このような社会においてこそ、文化は、私たちに楽しさや感動を与え、精神的な安らぎや生きる喜びをもたらし、社会生活を豊かにするものとして、また、課題解決のための創造力を育み社会に活力をもたらすものとして、その役割がますます期待されています。

心の豊かさ



*内閣府による「国民生活に関する世論調査」から

(2) 少子高齢化の進展と活力ある地域づくり

本市においても、「高齢化」「人口減少」が進行し、2022年にはほぼ4人に1人が65歳以上になると予測されています。

このため、地域での様々な文化活動の運営や実践を担う青年や成人が減少するとともに、それを受け継ぐ子どもたちも減少するなど、地域の個性豊かな伝統文化の継承・発展に支障が生じることが懸念されています。

また、少子高齢化により地域自体の活力の低下が懸念されており、魅力 ある文化が郷土への誇りと愛着を深め、地域住民共通のよりどころとして、 活力ある地域づくりに寄与することも期待されています。

(3) グローバル化の進展

情報通信技術の発達に伴い、人やモノの流れのみならず、情報、資本などが国境を越えて自由に移動するというグローバル化が進んでいます。

しかし、各分野で導入されているグローバル・スタンダードは公平性を 担保する一方で、国際社会を同質化させ、我が国独自の伝統文化の継続性 を薄めていくという危険性もはらんでいます。

こうした中, 我が国の伝統文化・芸能を十分に知り, 異なる歴史的背景 や文化を持つ他の国や民族との相互理解を深めることが, 多様な文化の共 存による世界平和につながるものです。

(4) 高度情報化社会の到来

インターネットや SNS の普及に象徴される情報通信技術の発達は、地方においても多様な情報の受発信が可能となり、国を超えたやり取りの機会や女性・高齢者などの活躍の機会を増加させています。

また、デジタル技術の進歩はコンピュータ・グラフィックスを始め、新 しい表現手段を創出し、創作活動の範囲は大きく広がっています。

一方で、人間関係の希薄化を生み出し、現実社会への適応能力の低下を もたらす一因となるなど、負の側面も指摘されています。

このため、情報の効果的な活用によるコミュニケーション能力の向上や 他人を思いやる心を育むという面で、文化の役割が見直されています。

(5) 環境意識の高まり

戦後の高度成長期以降、急激な都市化や生活様式の変化などに起因する 環境の異変は、様々な現象が関連しあって、私たちがかつて経験したこと のない地球規模での大きな環境問題になっています。

このようなことから、国際条約の締結や政府による環境保護対策などの取組が行われるほか、近年、市民の環境意識の高まりと連携した、市民参

加による生態系の保護や自然と共生しようする活動が各地で活発化してきています。

このような市民主体による環境保護活動と相まって,史跡・名勝・天然 記念物などの文化財保護活動につきましても,各地で保護活動が高まって きています。

2. 国の動向

(1) 文化芸術振興基本法の制定

ア 法の制定経過

文化芸術の意義に対する国民の認識の高まりを背景に、文化芸術全般にわたる法律の制定について、文化関係者からの要望に基づき国会議員による検討が行われ、議員立法による「文化芸術振興基本法」が、平成13年12月7日に公布、施行されました。

イ 法の目的

法の第1条は、「この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることにかんがみ、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動を行う者の自主的な活動を旨として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする」と規定しています。

ウ 文化芸術の振興に当たっての基本理念

文化芸術の振興に当たって,次の8項目の基本理念を定めています。

- 文化芸術活動を行う者の自主性を十分に尊重する。
- ・文化芸術活動を行う者の創造性を十分に尊重し、地位の向上を図り、能力が発 揮できるようにする。
- ・文化芸術を鑑賞、参加、創造することができる環境を整備する。
- ・我が国の文化芸術の発展を図り、ひいては世界の文化芸術の発展に資する。
- 多様な文化芸術の保護及び発展を図る。
- ・地域の人々により主体的に文化活動が行われ、各地域の特色ある文化芸術の発 展を図る。
- ・我が国の文化芸術を世界へ発信し、国際的な交流、貢献の推進を図る。
- 広く国民の意見が反映されるよう配慮する。

エ 国・地方の責務

(1) **国**

基本理念にのっとり,文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定 し,実施する責務を有しています。

② 地方公共団体

基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、 実施する責務を有しています。

オ 文化芸術の振興に関する基本的施策

法第8条から第35条までは、音楽や美術、演劇などの芸術の振興、 有形・無形の文化財等、伝統芸能、生活文化、国民娯楽などの27項目 について、その振興に必要な施策を講ずるよう規定しています。

(2) 文化芸術に関する基本的な方針(第4次基本方針)

国は、平成27年5月22日に文化芸術振興基本法に基づき、今後おおむね6年間を見通した「文化芸術の振興に関する基本的な方針」を閣議決定しました。

ア 我が国が目指す「文化芸術立国の姿」

- ・子どもから高齢者まで、あらゆる人々が我が国の様々な場で、創作活動へ参加、鑑賞できる機会等を、国や地方公共団体はもとより、芸術家、文化芸術団体、NPO、企業等様々な民間主体が提供している。
- ・全国の地方公共団体、多くの文化芸術団体、文化施設、芸術家等の関係者により、世界に誇る日本各国の文化力を活かしながら2020年東京大会を契機とする文化プログラムの全国展開等がなされている。
- ・日本全国津々浦々から、世界中に各地の文化芸術の魅力が発信されている。東日本大 震災の被災地からは、力強く復興している姿を、地域の文化芸術の魅力と一体となっ て、国内外へ発信している。
- ・2020年東京大会を契機とする文化プログラムの全国展開等に伴い、国内外の多くの人々が、それらに生き生きと参画しているとともに、文化芸術に従事する者が安心して、希望を持ちながら働いている。そして、文化芸術関係の新たな雇用や、産業が現在よりも大幅に創出されている。

「第4次文化芸術に関する基本的な方針抜粋」

イ 基本的視点

人的資源の源泉

・我が国においては、人材が重要な資源であり、ハードの整備からソフト への支援に重点を移すとともに、国民生活の質的向上を追及するために も、人々の活力や創造力の源泉である文化芸術の振興が求められる。

公共財・社会包摂の機能・公共支援の必要性

・文化芸術は将来世代のために継承すべき価値といった社会的便益(外部性)を有する公共財である。また、文化芸術は子ども・若者、高齢者、障がい者、在留外国人等にも社会参加の機会をひらく社会的包摂の機能を有する。このような認識のもと、文化芸術の公共支援に対する考え方を社会的必要性に基づく戦略的な投資と捉えなおし、厳しい財政事情にも照らし、文化芸術活動を支える環境づくりを進める必要がある。

国際的な文化交流の必要性

・文化芸術各分野における国際的な交流の推進は、我が国の文化芸術水準 の向上を図るとともに、イメージの向上や諸外国との相互理解の促進に 貢献する。

社会への波及効果

・文化芸術は、広く社会への波及力を有しており、教育、福祉、まちづくり、観光、産業等幅広い分野との関連性を念頭において、それらを周辺 領域への波及効果を視野に入れた施策の展開が必要。

多様な主体による活動

・文化芸術は、人間の精神活動及びその現れであることから、活動の主体の自発性と自主性が尊重される。その上できめ細かい施策が大切である。 個人、民間団体、企業、地方公共団体、国などが各々の役割を明確化しつつ、相互の連携強化を図る必要がある。

地方公共団体における文化施策の展開

・地方公共団体においては、それぞれの地域の実情を踏まえた、特色ある 文化芸術振興の主たる役割を担うことが期待される。

政策評価の必要性

・定量的な評価のみならず、定性的な評価を行うとともに、年度によって 選択的に軽重を付した評価を行うことも検討する。

ウ 文化芸術に関する重点施策

文化芸術に対する効果的な支援

・我が国の文化芸術水準の向上を図り、その成果を広く国民が享受できる環境を整備する。

文化芸術を創造し、支える人材の充実及び子どもや若者を対象とした文化芸術振興策の充実

・文化芸術を創造し、支える人材の育成・充実を図り、もって我が国文化芸術の永続的な継承・発展を図る。また豊かな感性や創造性、コミュニケーション能力を育む機会を充実し、心豊かな子どもや若者の育成を図る。

文化芸術の次世代への確実な継承、地域振興等への活用

・国民的財産である文化財の総合的な保存・活用を図るとともに、文化芸術を次世代へ確実に継承する。また、文化芸術の地域振興、観光・産業振興等への活用を図る。

国内外の文化的多様性や相互理解の促進

・我が国の多彩な文化芸術を積極的に海外に発信するとともに、文化芸術 各分野における国際交流の推進、我が国のイメージ向上等の促進に貢献 する。

文化芸術振興のための体制の整備

・各施策を着実に講じていく文化振興のための施設・組織等の体制の整備 を行う。

3. 県の動向

(1) 栃木県文化振興条例の制定

栃木県は平成20年4月1日に、文化の振興に関し、基本理念を定め、並びに県の責務及び県民等の役割を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、文化振興施策を総合的に推進するために「栃木県文化振興条例」を制定しました。

(2) 栃木県文化振興基本計画の策定

栃木県は、平成21年に、栃木県文化振興条例に基づき、文化振興施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、基本的な方向及び施策に関する事項について定めた「栃木県文化振興基本計画」を策定しました。

- ■計画期間 平成21年度から10年間程度を展望したもの
- ■基本目標 みんなで育み、誇る「とちぎの文化」
- ■施策の方向
 - ① 多彩な文化活動の促進
 - ② 文化に親しむ環境の整備
 - ③ 文化を支える担い手の育成
 - ④ 伝統的文化の保存、継承、活用
 - ⑤ 文化による地域の振興

4. 市のまちづくりの動向と文化の位置付け

(1) 第5次宇都宮市総合計画 【まちづくりの重点課題】(平成19年度策定)

平成20年3月に策定された第5次宇都宮市総合計画基本構想は、少子・超高齢社会や人口減少時代などの時代潮流の下、市民の郷土への愛着や誇りを培う都市の文化を備えている成熟した「まち」の実現や高度な都市機能、広域的な圏域での拠点性や中枢性、独自の文化を備えた、魅力や風格あるまちづくりの要請の高まりなどを中長期的展望として捉えて策定した構想です。

この構想の愛称に含まれる「新たな成熟都市へ」という言葉は、時代の 移り変わりの中でも、様々な価値観を認め合い、高め合いながら、本当の 魅力や豊かさを維持・向上していける「輝き続ける都市」を目指していく ことを表現しています。

この基本構想では、これからの本市のまちづくりを進めるに当たって「子育て支援の充実」や「高齢者の生活の質の向上」などの8つの課題を設定しています。

文化振興は、これらの課題に幅広く対応するものでありますが、以下に記載した3つの課題への対応が特に求められます。

①次代を築く人材の育成

複雑・多様化する社会経済環境において、より高度で専門性の高い人材が求められる傾向にある中で、本市では、教育環境や学習機会、地域の教育力を生かす仕組みが充実しています。こうした社会環境を生かし、次代の宇都宮を築き、担うことのできる意欲や能力、やさしさや思いやり、さらには新しい価値を創造しうる世界的で幅広い視野を持った人材を育成していくことが急務となっています。

②魅力ある拠点の創造

本市は、歴史的・地理的条件により、古くは日光街道と奥州街道の「追分の地」として栄え、現在に至るまで、交通の要衝都市として発展してきており、国土幹線として東西軸を形成する北関東自動車道も、間もなく全線開通を迎えます(※)。都市の個性の創出や地方都市の活力の向上が求められる中で、こうした恵まれた条件や社会環境を生かし、50万都市にふさわしい、人・もの・情報が活発に交流する高度な都市機能を備え、広域的な中心性や中枢性をさらに高めた、魅力と活力のある拠点を形成することが急務となっています。(※平成19年度時点)

③都市の個性づくりと発信

本市には、歴史的な価値を持つ建造物、伝統文化や美しい自然、郷土食など、誇るべき固有の地域資源が数多く存在しています。それぞれの都市や地域が、その魅力や創意工夫を競い合い高め合う、都市間競争がますます激しくなる中で、本市固有の資源や地域特性などを生かし、独自の文化を創出し、都市としての個性を磨き上げ、全国にアピールしていくことが急務となっています。





(2) 宮っこ未来ビジョン(平成17年策定)

平成17年9月に策定した人づくりの指針となる「宮っこ未来ビジョン」では、「創造する力」を、21世紀社会を生き抜くために重要な能力と位置付けている。文化に関しては、自国の文化を理解し、異文化を受け入れ、それぞれの文化を生かしながら新しい文化を創造する「文化創造」の促進等を基本目標に位置付け、文化を通した「創造する力」の育成を目指しています。

また,文化創造に関して,乳幼児期・少年期・青年期・成人期・高齢期の各ライフステージの目標を設定しています。

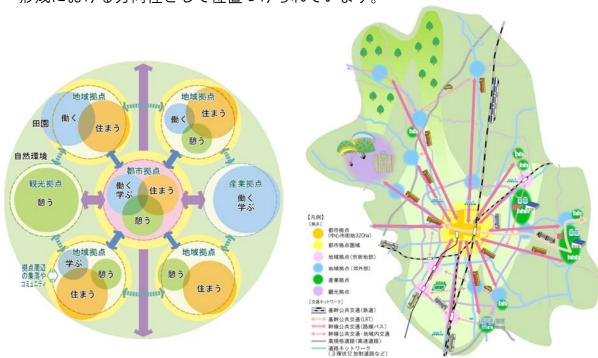
■文化創造の各ライフステージにおける目標

区分	ライフステージ別の自分づくりに関する目標
乳幼児期	地域の自然に触れたり,祭りなど伝統行事に進んで参加するよう
孔列元别	にします。
少年期	進んで、郷土の歴史、伝統文化、芸術など多様な文化に触れ、体
サ サ 州	験できるようにします。
青年期	様々な文化芸術を学び、異文化交流を実践します。
成人期	多様な文化活動に取り組み、社会に生かすようにします。
高齢期	長年の文化活動で培われた経験と知識を社会に生かすようにし
同即别	ます。

(3) ネットワーク型コンパクトシティ形成ビジョン(平成27年策定)

本市では、「第5次宇都宮市総合計画」で掲げた『ネットワーク型コンパクトシティ』を着実に形成していくため、21世紀半ばの2050年を見通した、これからのまちづくりに求められる機能を備えた本市独自の多核連携型の都市構造のイメージと、その実現のための具体的な推進方策を示した「ネットワーク型コンパクトシティ形成ビジョン」を平成27年に策定しました。

このビジョンにおいて文化・芸術は、以下のとおり、都市拠点を形成するために集積・集約する都市機能として挙げられているほか、観光拠点の形成における方向性として位置づけられています。



① 都市拠点の形成

・市民の高度な学びを支えるとともに、日常生活から離れ娯楽や憩いを得るため、教育、文化・芸術、情報、娯楽施設など、全市的・広域的な都市機能を集積します。

② 観光拠点の形成

- ・地域固有の自然等を活かした観光資源を有し、これまでも「宇都宮市総合計画」や「宇都宮市都市計画マスタープラン」に位置付けられてきた、 市北西部の「古賀志地域」や「道の駅うつのみやろまんちっく村」を含む、「大谷周辺地域」を観光拠点とします。
- ・地域資源,歴史や伝統・文化を生かした特色ある地域空間の創出を図ります。

(4) 宇都宮市まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成27年策定)

平成27年に策定した宇都宮市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、将来目指すべき人口目標を設定し、21世紀の半ばの2050年を見通した長期的な視点で、まちづくりの方向性について示した「宇都宮市人口ビジョン」の着実な実現に向け、今後5か年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたものです。

この戦略は、人口の「自然動態」、「社会動態」及び「都市基盤」の3つの視点で目指すべき将来の方向を示しています。文化は、この3つの視点のうち、「社会動態」に関する目標である「人口の定着と東京圏からの流入人口の増加を図る」を構成する施策として、以下のとおり位置付けられています。

◆ 本市の魅力を広く市外、県外に発信することで、来訪者の増加を図る とともに、本市での定住を促進する。

歴史・文化による地域活性化の推進

<構成事業>

- 〇文化活動環境の充実
 - ・文化芸術鑑賞・体験の場の創出
- 〇文化資源の保存,継承,活用
 - ・地域に在る文化財を活用した地域活性化【新規】

5 宇都宮の文化の特色と歩み

《交流拠点として栄えた宇都宮》

宇都宮は、古代には畿内を起点とした「東山道」、中世には鎌倉を起点とした「奥大道」、そして近世には江戸を起点とした「日光道中・奥州道中」の主要道がとおり、都と東北を結ぶ交通の要衝として栄えてきました。また、宇都宮の東部を流れる鬼怒川は、近世に河岸が形成され、高瀬舟が行き交うなど水運が発達し、明治時代に鉄道が開通するまで、物流の中心を担っていました。

このような「陸のみち」「川のみち」を伝って、東西南北から、人・物・情報が流入し、取捨選択を繰り返しながらその土地の気候風土にあった文化が生み出され、定着、そして次世代に受け継がれ、「宇都宮」の礎となり、現在も、東北新幹線や東北自動車道、北関東自動車道など日本の大動脈がとおる内陸の交流都市として発展し続けています。

《原始・古代の宇都宮》

今から4~3万年前に、大陸から人が移動し、日本列島に人が住み始めます。宇都宮でも国指定史跡の飛山城跡でその時期の獲物を捕らえるための「落し穴」と思われる遺構が見つかり、既に人が住み始めていたことがわかっています。

縄文時代前期(今から6~5千年前)には、東北・北陸地方で多く見られる大型の建物跡と同じようなものが、国指定史跡根古谷台遺跡で発見されています。この遺跡から出土した首飾りや耳飾り等の装身具は、特殊な石を使っており、交易品の可能性が指摘されており、他地域との交流があったことを物語っています。

宇都宮における稲作の本格的な導入は、弥生時代(紀元前3世紀〜紀元後3世紀中ごろ)ではなく古墳時代(紀元後3世紀中ごろ〜7世紀)になってからと考えられています。この古墳時代の幕開け、即ち畿内地方の大和王権との交流の始まりは、宇都宮南部にある茂原古墳群の築造が契機となります。この地域では東海・北陸地方等の外来系の土器が出土し、古墳文化の萌芽にそれらの人びとの移動が深く関わっていたと考えられます。



根古谷台遺跡



- 16 - 上神主・茂原官衙遺跡

そして,この花開いた古墳文化を引き継ぎ発展させたのが,県指定の笹塚古墳や塚山古墳の被葬者たちでした。

日本が律令国家となった奈良時代(710年~794年)において,国郡里(郷)の中央集権体制が確立し、この地域は河内郡と呼ばれるようになります。その中心となる郡の役所と想定されているのが国指定史跡上神主・茂原官衙遺跡です。この遺跡に隣接する「東山道」をとおって、人・物・情報が行き交いました。この頃になると、郡内に郷と呼ばれる拠点的なムラが形成されます。その一つに二荒山神社の南側にあった「鏡ヶ池」の周辺に営まれた「池上郷」があります。二荒山神社がこの地域の守り神として成立したのもこの頃と考えられ、地域の人々の心の拠り所として今日まで信仰され続けています。

《中世の宇都宮》

中世都市「宇都宮」の中核となる宇都宮城は、939年の藤原秀郷築城説と1063年の藤原宗円築城説がありますが、定かではありません。一般的に宇都宮氏は後者の宗円が初代とされ、22代国綱までの約500年間この地を治めた名門で、二荒山神社の神官を兼ね、政治と宗教の両方を掌握していました。また、鎌倉幕府の要職を務めたり、独自の和歌集を作るなど文武両道に秀でた武将でした。特に、5代城主頼綱は、当時歌人としてはトップクラスの藤原定家と親交を持ち、京都の小倉山にある山荘の襖に貼る色紙和歌を百首選んでもらい、これが後の「百人一首」の基になったと言われています。このような政治の中心である鎌倉や、文芸の最先端である京都、そして金や馬の産地であった奥州との交流を支えていたのが「奥大道」でした。



二荒山神社



重要文化財鉄製狛犬 (二荒山神社所蔵)

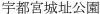
《近世城下町として繁栄した宇都宮》

江戸時代になると、宇都宮は東北地方の上杉や伊達等の外様大名を抑える上で軍事・交通上の重要地点に位置付けられ、城主には 譜代大名から任

命されました。

その中の1人である本多正純は、元和5(1619)年に15万5千石で小山から宇都宮に入封すると、宇都宮城とその城下の整備に取り掛かります。今まで宇都宮城の東側をとおっていた奥州道中を西側に付け替え、伝馬町で日光道中と奥州道中に分かれ、大きく町割りもつくりかえられ、近世の城下町としての体裁が整えられました。現在の宇都宮はこの時の町割りがベースとなっています。その後正純は、突然改易となったことから、後に講談などで「宇都宮釣り天井事件」として取り上げられるようになります。







市指定「宇都宮御城内外絵図」

当時の宇都宮は、参勤交代や日光東照宮の造営、将軍家の日光社参が 19回も行われるなど多くの人々が行き交い、浮世草子作家の井原西鶴 が「都の風俗にすこしもかハらず、男女ともしとやかなり、東に稀なる 大所、物の自由も爰也」と紹介するなど「小江戸」と呼ばれるほど交通 の要衝として繁栄したまちでした。

《町から市へ 宇都宮市の誕生》

近代に入り、明治17年に県令三島通庸が栃木町から宇都宮町への県 庁移転を行い、県庁の新築工事にあわせて、大通りの貫通工事や諸官庁、 学校などが整備され、明治18年には東北本線が大宮一宇都宮間で開通 し、明治29年には市制施行により「宇都宮市」が誕生し、名実ともに 栃木県の政治・文化・経済の中心地となります。また、明治40年に陸 軍第14師団司令部が置かれたことにより軍都として国防上重要な役割 を担いました。

大正時代に二荒山神社南の「バンバ」広場は常設の屋台店「仲見世」 が建ち、バンバと呼ばれる繁華街になり、その後映画館や芝居小屋が立 ち並ぶなど、浅草六区にひけをとらぬ賑わいを見せていたと言われてい ます。 また, 創作版画で有名な川上澄生が宇都宮で教鞭を執り版画を精力的 に製作していたのもこの時期でした。

昭和2年の都市計画法の指定を契機に、街路網と住宅・商業・工業地域、公園や風致地区が確定され、昭和6年に東武宇都宮線が開通すると、 沿線の開発を促し、市南西部の市街化が進みます。

昭和20年の宇都宮空襲では市街地の大半を焼失しましたが、一早く 戦災復興土地区画整理を進め、全国でもまれにみる復興をとげました。 その時の市民の心の支えとなったのが、空襲で焼け野原となった地に焼 け残った三の丸の土塁の上の大イチョウで、現在市の天然記念物として 指定されています。



宇都宮中央女子高等学校内の赤レンガ倉庫



旭町の大イチョウ

《都市の発達と文化振興の芽生え》

昭和28年に町村合併促進法が公布されると、町村合併の機運が高まり、昭和29~30年にかけて隣接1町10村が合併し、旧市内の商・工・住宅地を中心に、周辺に広大な農業を中心とする地域を加え、市域の拡大とともに、人口も22万人余と増加する中、百貨店の進出やオリオン通りの全蓋アーケード整備など「商業都市」としての基盤形成がなされます。

昭和40年代になると高度経済成長期が訪れ、昭和41年に平出工業団地の造成が完了、昭和47年に東北縦貫自動車道が開通、昭和51年には内陸最大級とされる清原工業団地の造成完了など「工業都市」としての基盤整備が進みます。

このように商工業が発展する一方で、開発に対し文化財を保護する動きも起こります。飛山城跡周辺での宅地開発に対し、地域の人々が中心となり城跡の保存の動きが高まり、昭和52年に飛山城跡が国指定史跡となりました。また、第2霊園建設に伴う発掘調査により見つかった縄文時代の大規模集落である根古谷台遺跡は、全国的な注目を集め、昭和63年に国指定史跡となりました。時の市長は「墓園は他に求めることができるが、

遺跡は他に求めることができない」とし、貴重な遺跡の保存を決断しています。

また生活の基盤整備が進むにつれ、「心の豊かさ」や「生活の質の向上」が求められるようになり、それに併せて「文化芸術の振興」が求められるようになりました。昭和53年には文化活動の拠点となる宇都宮市文化会館が開館し、翌年に宇都宮の芸術・文化活動に携わる団体により宇都宮市文化協会が発足します。さらに、昭和55年に第1回宇都宮市民芸術祭が開催されるなど、市民と行政が連携して文化芸術を振興する体制が整います。

さらに平成に時代が入ってからは、宇都宮大学、宇都宮短期大学音楽科に加え、作新学院大学、帝京大学、宇都宮文星短期大学・文星芸術大学、宇都宮共和大学が相次いで開学するとともに、新たな芸術分野としてのメディア芸術の振興により、放送・映像に係る専門学校が設置される等文化芸術色の強い「文教都市」としての充実が図られてきました。

産学官の整備が進むにつれ、平成8年には中核市となります。この年は市制施行100周年に当たり、様々な記念事業が行われる中、平成記念子どもの森公園の開園や宇都宮美術館が開館し、新たな教育・文化・芸術の拠点も整備されました。また周年事業の一環として百人一首ゆかりのまちとして全国最大規模の百人一首市民大会が開催されました。それ以外にも宇都宮ゆかりの人物として世界的ジャズプレイヤー渡辺貞夫氏を顕彰する取組として「ジャズのまち宇都宮」の取組を、また妖精学の第一人者井村君江氏からの妖精関係資料の寄贈を受け、全国有数の妖精ミュージアムを開設するなど本市のゆかりの多彩な文化振興事業を展開してきました。

《新たな文化交流都市を目指して》

現在,平成19年の宇都宮市,河内町,上河内町の1市2町の合併により人口50万人を超える大都市となり,平成23年の北関東自動車道の開通や平成27年の宇都宮ライトレール株式会社設立による新たな交通網が整備されることにより,近世から現代へ新たな「文化の交流拠点」としての役割が大いに期待されています。



宇都宮美術館



宇都宮市文化会館

【本市ゆかりの人々】

◆政治·経済

下毛野古麻呂	生年不詳 - 710 古代の下野国河内郡出身の政治家。大宝律令の編纂に参
	画。兵部卿や式部卿を歴任。下毛野氏は二荒山神社の主祭神である豊城入
	彦命の子孫と言われている。
藤原 宗円	生没年不詳。前九年の役の際に凶徒調伏などで功績を認められ、宇都宮明
	神の社務職となる。宇都宮氏の初代とされている。
宇都宮 頼綱	1172 - 1259 宇都宮五代城主。法然に師示し,出家後,蓮生を名乗る。藤
	原定家とも親交があり、小倉山にある山荘の襖に貼る色紙和歌をお願いす
	る。これが後の「百人一首」の始まりと言われている。
宇都宮 貞綱	1266 - 1316 宇都宮8代城主。日本が元に攻められた際に大将軍として6
	万の幕府軍を率いて九州に赴く。鎌倉幕府の引付衆を歴任。
宇都宮 公綱	1302 - 1356 宇都宮9代城主。南北朝期の武将で,千早城攻めの際に知将
	楠木正成と対戦。「坂東一の弓矢とり」と言われた。
本多 正純	1565 - 1637 江戸時代の宇都宮城主。奥州道中や日光道中など宇都宮城下
	を整備し、現在の宇都宮の町割りの基礎を築いた。
戸田 忠友	1847 - 1924 宇都宮藩最後の藩主。版籍奉還で宇都宮藩知事となる。
蒲生 君平	1768 - 1813 宇都宮生れ,「寛政の三奇人」の一人で学者・思想家。水戸
	学の影響を受け尊王や沿岸防衛を説く。『山陵誌』を執筆。前方後円墳の名 、
	付け親と言われている。
川村 迂叟	1822 - 1885 幕末〜明治の商人。宇都宮の山稜修補事業に資金提供。明治
	4年に洋式製糸機械を導入し、大島商社を設立
三島 通庸	1835-88 鹿児島県生まれ、政治家。栃木県知事として赴任し、宇都宮に
	県庁を移転

◆芸術・スポーツ

明石志賀之助	生没年不詳。宇都宮生れ,江戸時代の力士。家光の時代に「日下開山」の					
	称号を受け、初代横綱と言われている。					
与謝 蕪村	1716‐1784 摂津国生れ,江戸時代の俳人,画家。宇都宮で編集した『歳					
	旦帳(宇都宮歳旦帳)』で初めて「蕪村」と称した。					
川上 澄生	1895-1972 神奈川県生まれ、大正から昭和にかけて活躍した創作版画家。					
	「木版画の詩人」とも称され,宇都宮中学校(現・宇都宮高校)の英語教師					
	でもあった。					
野口 雨情	1882 - 1945 茨城県生れ,宇都宮を終の棲家とした詩人,童謡・民謡作詞					
	家。代表作に「赤い靴」「七つの子」「シャボン玉」					
青井 鉞男	1872 - 1937 宇都宮生れ。一高、帝大で野球の名選手として活躍、卒業後、					
	学生野球の普及に尽力。第一回の野球殿堂入り。					



道と文化財

本市の文化財の一例

± 74± 11.01	建造物	旧篠原家住宅, 岡本家住宅, 小野口家住宅, 宇都宮中央女子高校赤レンガ倉庫, カトリック松が峰教会, 宇都宮高校旧本館, 旧大谷公会堂 など								
有形文化財	その他	一向寺文書(甲・乙二軸), 田中正造墨跡, 刀 銘 野州住藤原守勝, 飛山 城出土墨書土器(烽家銘), 木造地蔵菩薩立像(延命院) など								
無形文化財		社の神楽, 八坂神社の神楽, 瓦谷の神楽), 獅子舞(関白獅子舞, 飯山の獅子 子舞, 宗円獅子舞), 堀米の田楽舞, 宇都宮鳶木遣り, 篠井の金堀唄 など								
民俗文化財		用具,蓬莱町の屋台,石那田八坂神社天王祭祭礼神輿並びに屋台・神楽獅子・ 物・衣装一式,天棚 など								
	名 勝	大谷の奇岩群(御止山・越路岩)								
記 念 物	史 跡	大谷磨崖仏・千手観音立像、飛山城跡、上神主・茂原官衙遺跡 など								
	天然記念物	新町のけやき、立伏のツバキ、下ヶ橋の三ツ股カヤ、金剛定寺のかや など								
	冬渡祭・春渡祭	R. 茅の輪くぐり、大杉様の祭り(下砥上町の大杉様、中島町の大杉様)、石那								
市内の主な祭り		田の天王様、徳次郎の夏祭り、天祭(瓦谷町下の天祭、篠井町上の天祭)、菊水祭、鎮守様の								
10, 10, 20, 30, 3		の秋祭り、横山町の秋祭り)、梵天祭り(平出町の梵天、鶴田町の梵天、下町								
	1730747, 2312	谷の大盛飯など								
手仕事	7.12011 77 701	ぶな作り、刀剣拵え、座敷箒作り、藁細工、ふくべ細工、竹細工、かき紋など								
		飯山の獅子舞、一条町の坂道、宇都宮城の釣天井、宇都宮明神援兵の話、う								
		圏のいわれ、大石神社、大谷寺、おしどり塚、おしんめさまおこま犬、おびん -::::::::::::::::::::::::::::::::::::								
民 話		r池,鎌倉坂,亀井の水,茅勘助の碑,黄鮒と郷土玩具,久部川の水止め,孝 静桜、蛇々窪の大蛇、篠井の池、正月餅と宝泉寺、飛山城の白ナマズと古井								
	- 1017 = - 117									
	—	ぎ延命地蔵、藤原利仁の悪者退治、不思議なお灯明 など								
	古代の東山道、	中世の鎌倉街道, 近世の道(城下の道, 奥州街道, 日光街道, 脇道(石井道・								
		日道,上三川町,鹿沼町,佐野道,駒生道,文挟道,新里道,大網道,篠井道,								
古 道		首,長岡・川俣道,平出道,市兵衛道,たつ街道)),城道(根古屋城への道,								
		,信仰の道(大谷観音への道,多気不動尊への道,安産稲荷への道,御岳神社 ちへの道,茂原観音への道) など								
その他	金属工芸,民間	引信仰、絵馬、名木、先人墓所、農具・農耕に伴う儀礼 など								

市内所在指定文化財等件数 平成27年3月31日現在

		<i>></i>	774-1	<u> </u>	- ~ <u>~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~</u>		
区 分	種 別	国指定	国登録	県指定	市指定	市認定	計
	建 造 物	2	16	1	10	9	38
	美術工芸品(絵画)			[5]38	115		153
	美術工芸品(彫刻)	2		7	32		41
	美術工芸品(工芸品)	(1)2		53	28		83
有形文化財	美術工芸品(書跡)	(1)1		[1]4	5		10
	美術工芸品(典籍)				1		1
	美術工芸品(古文書)				2		2
	美術工芸品(考古資料)	(2)[1]4		6	19		29
	美術工芸品(歴史資料)				27		27
無形文化財	芸 能				10		10
民俗文化財	有 形	1		2	19		22
氏情人化期	無形			1	2		3
	史 跡(特別史跡含む)	4		7	21		32
記 念 物	名 勝	1			·		1
	天然記念物			7	30		37
£	計	17	16	126	321	9	489

※ 国登録有形文化財の「宇都宮市水道資料館(旧管理事務所)」は日光市所在のため除外

※()は, うち認定文化財の件数 ※[]は, うち所有者が市外の場合

第3章 本市の文化の現状と課題

1. 宇都宮市の文化の現状

本市には長い歴史と伝統の中で培われてきた,市民の誇りとなる文 化資源が数多く存在しています。本市の文化施策の実施にあたっては, これらの貴重な文化資源を尊重し,守り,伝え,さらにその価値を高 め,文化を通じた人づくり,まちづくりまで広げていくことが必要で す。

(1) 本市の歴史と伝統

本市は、中心市街地に今も鎮座する二荒の杜を中心に栄えた長い歴史を持つまちで、数多くの文化財等があります。特に大谷地区は、特別史跡である大谷磨崖仏や全国的に類を見ない奇岩群が平成 18 年に国の名勝指定を受けるなど、本市の観光資源となっています。



■二荒山神社の神楽殿



■大谷の奇岩群 (御止山)

(2) 生活文化の継承

本市には、指定、未指定のお祭りや芸能、伝統工芸、伝統料理などの生活文化が各地域に残っており、現在でも地域の保存会や自治会などが中心となって、地域に根ざした伝統行事が行われています。



■菊水祭



■くされ寿司

(3)「宇都宮」の個性ある文化とそれを支える人々の存在

本市の文化活動は、全国的にも誇れる自主的な活動を行っている宇都宮市文化協会、文化財ボランティア協議会や伝統文化の後継者育成支援等に取り組む伝統文化連絡協議会、宇都宮の「ジャズ」を盛り上げようと組織された「うつのみやジャズのまち委員会」を始めとする各種文化団体、文化人による市民主体の活動に支えられ発展を続けています。



■ 市内のジャズイベント



■ うつのみや百人一首市民大会

(4) 質の高い芸術文化に触れ、学ぶことが出来る環境

本市は、県内最多の座席数を誇る大ホールを持つ「宇都宮市文化会館」や全国の公立美術館に先駆け、デザイン作品収集に力を入れ全国的にも高い評価を得ている「宇都宮美術館」、さらに「市民ギャラリー」などの観賞・発表の場を有しており、市内外の多くの方に質の高い芸術文化にいつでも触れていただける環境を整えてきています。また市内には文化芸術系の教育施設等も多く存在しており、文化芸術を学ぶ機会にも恵まれています。



■宇都宮市文化会館



■市民ギャラリー

2. 前計画 (H18~H27) の評価

これまで本市では、基本理念である「歴史と個性を活かした宇都宮文化の創造と心豊かな人づくり」の下、3つの基本方針と、それを構成する基本施策を推進してきました。各基本施策の取組の達成状況は次のとおりです。

(1) 基本方針 I 「自主的な文化芸術活動を展開しやすい環境づくり」

自主的な文化活動が展開しやすい環境づくりを進め、おおむね関連事業を達成することができたといえます。しかしながら成果指標では文化活動をしている市民の割合が下がったという結果になっています。計画期間の 10 年間において本市の文化振興を牽引する人材が育ってきたこともあることから、今後はこういった人材の活用や市民ニーズを捉えたきめ細かな事業を展開していく必要があります。

指標名	目 標 値	実績	目標値との		
指標名	(H27)	(H26)	差		
文化活動をしている市民の割合(※)	80%	63.9%	△16.7%		

※文化活動者及び一般市民の結果を合算

(2) 基本方針Ⅱ「文化遺産・伝統文化などを活かし、伝える仕組みづくり」

文化財の保存・継承などの活動を支援する仕組みとして、市の活動費補助金の充実や、伝統文化連絡協議会のサポートなどにより、徐々に文化財保存団体数が増加し成果指標が目標値を達成しています。ただし、「大谷の文化的景観保存事業の推進」については、住民理解の促進や関係機関との連携が十分できていないことから、推進体制の見直し等が必要と考えられます。

指標名	目標値	実 績	目標値との	
11 1	(H27)	(H26)	差	
文化財保存団体数	51 団体	52 団体	+ 1 団体	

(3)基本方針皿「文化資源を活用した宇都宮の特色づくり」

「観光・産業振興との連携」や「文化芸術交流の促進」はおおむね達成できましたが、「大谷に関して活用の強化」に関しては、目標値に達成せず、本市の魅力を十分に発信できなかったことが伺えます。

指 標 名	目 標 値 (H27)	実 績 (H26)	目標値との 差
宇都宮の伝統や文化に個性や魅力を感じている市民の割合	50%	26. 2%	△23.8%

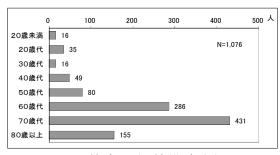
3. 市民アンケート結果

下記のとおり市民の文化に関する活動状況や意識に関する調査を,一般市民や文化活動者,文化団体などを対象に実施しました。調査の結果は概ね次のようにまとめることができます。

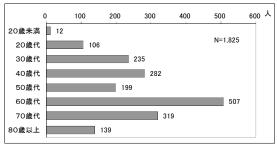
(1)調査の概要

本調査では、文化団体関係者を調査対象とするタイプ A と一般市民を調査対象とするタイプ B の 2 種類の調査を実施しました。なお、両タイプには同じ調査表を配布しました。

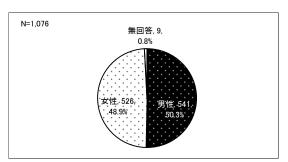
	タイプ A (以下, A)	タイプ B (以下, B)
調査地域	宇都習	宮市全域
調査対象者	文化団体関係者	満 18 歳以上 90 歳未満の市民
発送標本数	1,524 人	3,500 人
抽出方法	各文化団体データより抽出	住民基本台帳による無作為抽出
調査方法	郵送法	郵送法
調査期間	平成 27年3月13日から3月31日	平成 27 年 3 月 13 日から 3 月 31 日
回収標本数	1,076人(70.6%)	1,825 人(52.1%)
調査の特徴	・文化団体に所属して活動を行う市民	・全市民の意向を把握することができる。
	の意向を把握できる。	



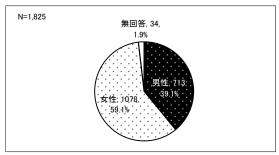
回答者の年齢構成(A)



回答者の年齢構成(B)



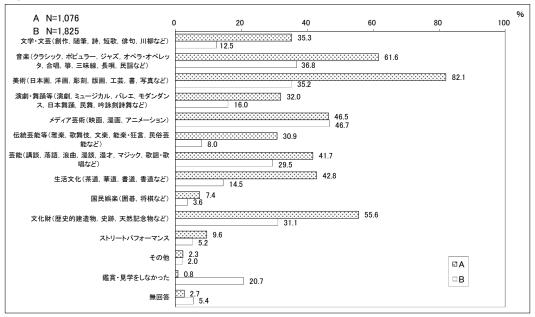
回答者の男女比(A)



回答者の男女比(B)

(2) 文化活動の状況ついて

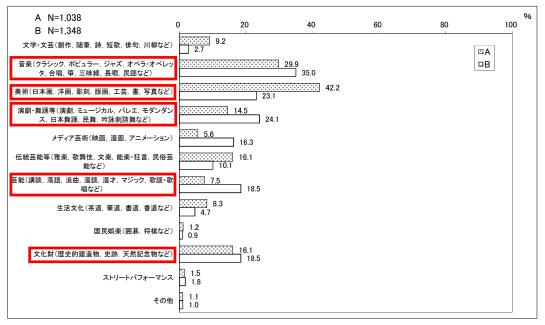
①鑑賞・見学の状況(複数回答可)



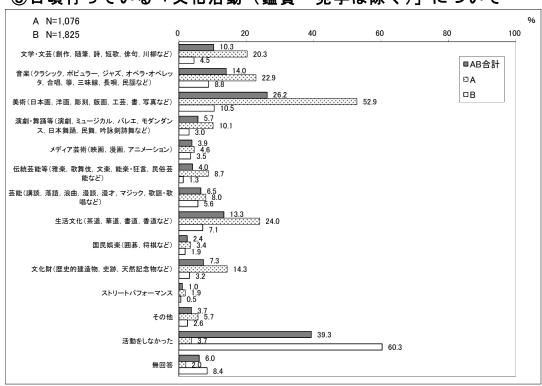
1年間に行った「文化芸術」の鑑賞・見学の分野について、B(全市 民対象)を見ると、「メディア芸術(46.7%)」が最も多く、次いで「音楽 (36.8%)」、「美術(35.2%)」、「文化財(31.1%)」となっています。

また,「鑑賞・見学を<u>しなかった</u>」が 20.7%で, 平成 21 年度調査(以下, 前回調査)の 22.6%より 1.9%減少しています。

②今後鑑賞・見学を行いたい分野(2つ選択)



今後鑑賞・見学を行いたい分野について、B(全市民対象)を見ると、「音楽(35.0%)」が最も多く、次いで「演劇・舞踊等(24.1%)」、「美術(23.1%)」、「文化財(18.5%)」・「芸能(18.5%)」となっています。

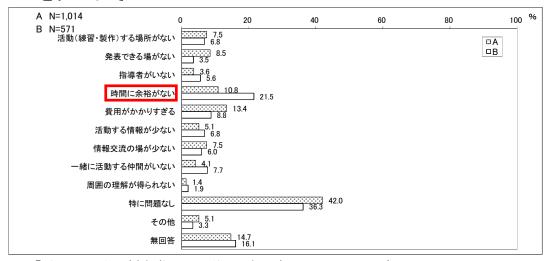


③日頃行っている「文化活動(鑑賞・見学は除く)」について

日頃行っている「文化活動(鑑賞・見学は除く)」について, B(全市民対象)を見ると,「美術(10.5%)」が最も多く,次いで「音楽(8.8%)」,「生活文化(7.1%)」となっています。

また,「活動をしなかった」は B (全市民対象)では 60.3%となっており, 前回調査の 56.7%より 3.6%増加しています。

④「文化活動(鑑賞・見学は除く)」で問題を感じたこと、困ったことについて



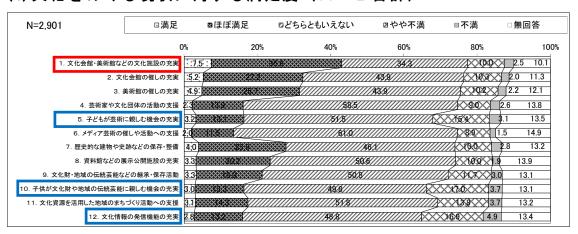
「文化活動(鑑賞・見学は除く)」で問題を感じたこと、困ったことについて、B(全市民対象)を見ると、「時間に余裕がない(21.5%)」が最も多く、回答者は20歳代から40歳代が多い傾向にあります。

N=2,901 □とても必要 □になる □のでは、 □のでは、

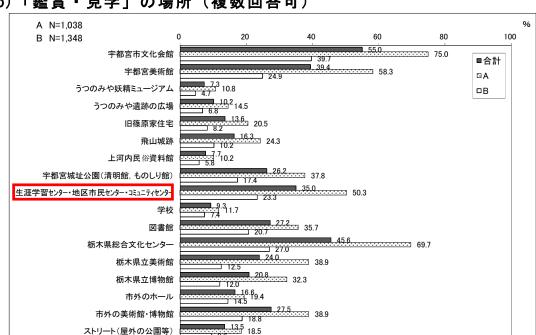
(3)環境整備の必要性について(A・B合計)

環境整備の必要性については、「子供が芸術に親しむ機会の充実」と「子供が文化財や地域の伝統芸能に親しむ機会の充実」が、とても必要、やや必要が、73%を超える高い結果となっており、子供を対象とした取組に関するニーズが高くなっています。

(4)文化をめぐる現状に対する満足度(A・B合計)



文化をめぐる現状に対する満足度について,「文化会館・美術館などの文化施設の充実」の「満足・ほぼ満足」が 43.1%と高い結果となっている一方で,「不満・やや不満」については,「文化情報の発信機能の充実(21.8%)」,「子供が文化財や地域の伝統芸能に親しむ機会の充実(20.7%)」,「子供が芸術に親しむ機会の充実(18.6%)」が2割前後となっており,不満に感じる市民が多いことが伺えます。



(5)「鑑賞・見学」の場所(複数回答可)

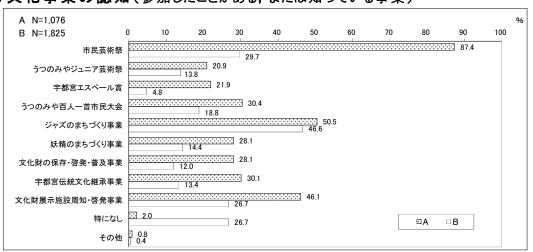
上記以外の施設

「鑑賞・見学」の場所については、A・Bの合計を見ると「宇都宮市文 化会館」(55.0%)が最も高く,次いで「栃木県総合文化センター」(45.6%), 「宇都宮美術館」(39.4%)となっています。また、前回調査と比較する と「生涯学習センター・市民地区センター・コミュニティセンター」が 増加しています。(前回 30.0%⇒今回 35.0%)

(6) 文化事業の認知(参加したことがある, または知っている事業)

9.6

10.9 16.6

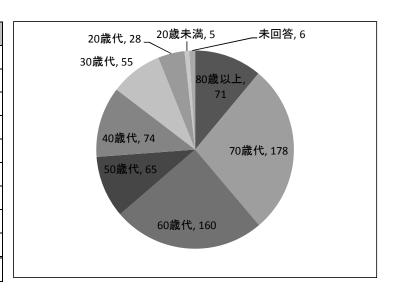


参加したことがある、又は知っている事業について、Aは「市民芸 術祭 (87.4%)」が最も多く,次いで「ジャズのまちづくり(50.5%)」 「文化財展示施設周知·啓発(46.1%)」となっています。Bは「ジャ ズのまちづくり(46.6%)」、「市民芸術祭(29.7%)」、「文化財展示施設 周知・啓発(26.7%)」となっています。

(7)自由意見

- 総数 642 件
- 年齢構成

年齢	件数
20 歳未満	5
20 歳代	2 8
30 歳代	5 5
40 歳代	7 4
50 歳代	6 5
60 歳代	160
70 歳代	1 7 8
80 歳以上	7 1
未回答	6
合計	6 4 2



自由意見の一部

20 歳代	文化活動に興味があるが、いつどこでやっているのか、発表しているのか、情報がもっとほしいです。
	もっと多くの人が気軽に文化・芸術に触れる機会を増やしてもらいたい。情報発信力の
20 歳代	向上と、身近な場所(ショッピングモール等)での展示、若年層が興味を持てる内容の
	展示物を充実させてほしい。
	意見としてですが、今の若い人達が文化に関しての前に宇都宮に関して良く知っている
	のかと言ったら違うと思います。栃木県にはまだまだ歴史や古い物が沢山あります。
	まず、文化と共に栃木県に関しても若い人達に関心を持ってもらえるような文化作りを
20 歳代	┃していかなければならないのでしょうか。私自身メディア系が好きでアニメ、まんがを
	読ませていただいたり、見させていただいたりしています。しかし宇都宮でアニメフェ
	スタなどが行われている事を知りませんでした。知らないのもそうですが、関心を寄せ
	るようなものは無いと思うのです。情報の入手の少なさも1つかなと思います。
	地区市民センターに本を借りに行ったり、学校関係、地区関係の集まりの時、版画など
	┃を飾ってあるので目に留まります。 気軽に芸術に出会う事が出来るので、もっと色々イ
30 歳代	■ベントなどをやってほしいと思います。子供達も、来ている事が多く、自然とふれあえ。
00 /// 14	て良いのではないかと思います。車で出掛けて見に行くことも良いですが、身近な場所
	にあるのも良いと思います。
	昔から地域に根付いたものは、とてもすばらしいと感じますが、(地域の祭りなど) 外
10 ± /15	┃から来て、日が浅いと、敷居が高く感じるような感覚がある。宇都宮市は、文化を身近
40 歳代	に感じられる施設がとても充実していると思うので、それを有効活用し、気軽に足を運
	べるように、「あ、行ってみたいな」と思うような、ものを(催し)期待しています。
16. 11	美術館、博物館は町の中心部に置き、普段の生活に接していないと文化は育たないと思
50 歳代	┃う。文化的活動をしようとする個人に対して、もっと広報、場の提供等の協力をしてほ
	Livis
	「文化」は一朝一夕に養われるものではない。やはり小さい頃からの環境が物を言うと
60 歳代	思う。学校教育、社会教育など、もちろん家庭教育も含めて色々な場所で「文化」を体
00 成八	
	感できる環境をつくって行く必要があると思う。
70 歳代	私も自分の趣味を 30 年以上続けておりますが、若い方に中々入会してもらえず非常に
10 历义 气	┃残念です。伝統芸能を引き継いでほしいです。
	10 数年、仲間と趣味として絵画制作をつづけていますが、定期的に成果発表する適当
80 歳以上	な会場が無く困っています。使用料が高額、駐車場が無いなどのため。市民センターな
	ど使用できるとよい。

4. 本市の文化振興の役割と今後重点的に取り組むべき課題

ここでは、第2章の本市のまちづくりの動向と文化の位置付けを踏まえ、本市の文化振興に求められる役割を整理するとともに、「文化を取り巻く環境の動向」、第3章の「宇都宮市における文化を取り巻く環境の変化」「前計画の推進状況」「市民アンケート結果」を踏まえ、本市の文化振興の役割と文化振興に係る課題をまとめました。

(1) 本市の文化振興に求められる役割

本市のまちづくりの動向と文化の位置付けを踏まえ、本市の文化振 興に求められる役割について、以下の3つに整理しました。

①創造できる人づくり

文化振興により、次代の宇都宮を築き、担うことのできる意欲や能力、やさしさや思いやり、さらには新しい価値を創造しうる世界的で幅広い視野を持った人材の育成が求められます。

特に、「宮っこ未来ビジョン」に21世紀社会を生き抜くために 重要な能力と位置付けられた「創造する力」の育成は、文化振興に 求められる大きな役割と言えます。

②都市の個性づくりと発信

文化の振興により、歴史的な価値を持つ建造物、伝統文化や美しい自然など、本市固有の資源や地域特性などを生かし、独自の文化を創出し、都市としての個性を磨き上げ、全国にアピールしていくことが求められます。

また、将来目指すべき人口目標の達成のためにも、本市の魅力を広く市外、県外に発信することで、来訪者の増加を図るとともに、本市での定住を促進することが文化振興に求められる大きな役割の一つと言えます。

③魅力ある拠点の創出

これからのまちづくりに求められる機能を備えた本市独自の多核連携型の都市構造である「ネットワーク型コンパクトシティ」の形成に向け、本市の文化の魅力を発信する機能などを集積し、魅力と活力のある拠点形成に寄与することが、文化振興に求められる大きな役割と言えます。

(2) 今後重点的に取り組むべき課題

ここでは、前節の本市の文化振興に求められる役割を踏まえて、第 2章の「文化を取り巻く環境の動向」、第3章の「宇都宮市における文 化を取り巻く環境の変化」「前計画の評価」「市民アンケート結果」か ら、今後重点的に取り組むべき課題をまとめました。

課題1 市民の文化体験及び活動のための環境づくりや情報発信の充実

市民アンケートの結果を見ると、市民の「文化活動」が停滞気味にある状況が見受けられることから、市民がくらしの中で伝統を意識したり文化鑑賞や活動に取り組み、より豊かで充実した生活を過ごせるよう、市民がより気軽に学んだり鑑賞や活動ができる環境づくりが必要です。本計画期間は、夏季オリンピック・パラリンピック東京大会や国民体育大会の開催など、国内外へ情報を発信する好機に恵まれており、また、文化情報の発信に関する市民ニーズが高い状況にあることから、宇都宮の誇るべき文化や様々な文化活動情報等に、市民や観光客等が自在に触れることができるように、文化に関する情報発信を充実させていくことが必要です。

課題2 文化を支え、担える人材の育成・活用

文化は、創造性などの豊かな感性や地域社会の連帯意識などの社会性、世界的な幅広い視野などを養う力を持った「公共財」であり、また、地域的な個性を帯びた「公共財」でもあります。また文化に子供が親しむ機会を充実させる必要性に関する市民意識は高い状況にあります。

次代の宇都宮を築き、新しい価値を創造しうる幅広い視野を持った人材を持続的に育成できるよう、文化を支え・担う人材の育成を推進し、創造性や社会性、世界的な視野などを備えた人材を育成することが必要です。

前計画期間において、本市の文化振興を牽引する人材が輩出されている状況であることから、このような文化を先導する人材が、その力を活かし、新たな文化の創造や次世代の人材育成に携わることができる仕組みや環境づくりが必要です。

地域の文化財や伝統芸能を守り伝えている人々の高齢化や担い手不足が引き続き問題となっていることから、後継者育成のための支援体制を強化することが必要です。

課題3 誇りとなる「宇都宮文化」の創造・継承

人口減少時代に対応した「成熟都市」の実現に向けて、独自の文化を創出し、都市としての個性を磨き上げていくことが求められています。本市は、魅力的な歴史や多様な文化的資源を有しているものの、市民のアンケートにおいては、宇都宮の文化が分からないという意見が聞かれる状況にあります。

豊かな自然環境と人々の営みによって形成された,本市の多様な文化的資源の調査・評価,あるいは,新たな視点や価値観を加えた再評価といった価値への追求を進めるとともに,その価値を市民がふれることができる「カタチ」で表現し,市民が誇りや愛着を感じる「宇都宮文化」を創造していくことが必要です。

「宇都宮文化」を構成する重要な要素である文化財や自然環境,建造物,作品など,多様な価値を生み出す公共財について,価値の低下や破壊から守り,次世代に引き継いでいくことが必要です。

課題4 文化の力の活用(文化を通じた人と人の絆の強化)

文化は、豊かな人間性と創造性を育み、人と人を結び付け、絆を強めるもの、さらには成熟社会における成長の源泉となり、地域の豊かな発展や多方面の分野への波及効果が高い公共財です。本市でも、「観光拠点」に位置付けられた「大谷周辺地域」は、本市を代表する観光資源であると同時に、貴重な文化財や文化資源でもあり、文化振興による観光分野への波及効果が期待されています。

一方で、様々な分野において、文化の力が活用され、普及していく ことは、本市の文化の発展にもつながるものでもあります。

このように、多方面の分野への波及効果を持つ公共財である文化の 効用が、本市の様々な分野のまちづくりで活かされ、都市全体の活性 化につながるよう、他分野と連携したまちづくりの推進が必要です。

第4章 文化振興の基本理念と基本方針

1. 基本理念について

これまで整理してきた文化振興に係る社会潮流や課題を踏まえ、本市の文化振興の在り方としての基本理念と将来像を、以下のとおり定めます。

■基本理念■

くらしの中に文化が息づくまち 宇都宮 ~豊かな文化を感じ、未来につなぐ~

本計画では、市民生活の中に「文化」が息づくことで、生活の質と心の豊かさが向上するとともに、まちの発展につながる将来像を描き、その実現に向け、より豊かなくらしを支える「文化」の存在を認識するとともに、「文化」によって「人」が育ち、「人」によって「文化」が創造・継承される「文化振興のサイクル」を促進することにより、「人」と「文化」がともに高め合いながら発展していくこと、さらに、そのような好循環が実現できるまちを目指します。

□将来像□

- ○市民が日々のくらしの一要素として文化を受け入れ、文化に触れ、文化鑑賞や発表活動などの文化活動に取り組むことにより、生活の質と心の豊かさの向上が図られている。
- ○市民がくらしの中に残る宇都宮の 文化を知り、誇りと愛着に感じる とともに、貴重な宇都宮文化が保 存・活用されている。
- ○市民一人一人の文化活動や思いなどによって形作られる宇都宮の文化が、まちづくりの力として活かされている。

2. 基本方針

基本理念・将来像の実現に向け、宇都宮市の文化振興の展開を示す基本 方針を4項目設定します。

基本方針 I 文化を身近に感じ、活動できる環境づくりの推進

市民が日頃のくらしに文化を取り入れ、文化活動を行っていくために、文化芸術に触れる場を充実させていくほか、発表・活動の環境や文化を学べる環境を充実させるとともに、情報発信機能の充実など、市民が様々な文化情報を得やすい環境を整備することにより、市民が文化を身近に感じ、気軽に活動できる環境づくりを推進します。

基本方針Ⅱ 文化をつなぐ人材の育成の推進

文化を創造・継承する人材を、持続的に育成していくために、文化を先導する人材の育成や担い手の育成のほか、地域文化を守り・伝える団体の育成支援を進めることにより、文化をつなぐ人材の育成を推進します。

基本方針Ⅲ 宇都宮文化の創造・継承の推進

市民が宇都宮の文化を知り、故郷に誇りと愛着を感じるために、地域文化に関する調査研究を進め、その評価及び再評価を行うとともに、次世代に引き継ぐべき新たな文化の創出を推進します。また、これまで積み重ねられた地域文化について把握・整理を進め、次世代の文化創造に資するよう、保存・継承を推進します。

基本方針Ⅳ 文化を活用したまちづくりの推進

文化が、まちづくりの力として活かされるよう、地域の魅力づくりへの活用や絆づくりへの活用を推進するとともに、交流を生む文化の力を活かした、多文化共生や国際交流の推進に取り組むことにより、文化を活用したまちづくりを推進します。

3. 施策の体系

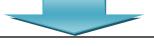
基本理念の実現に向け、以下の施策体系 により, 取組を推進します。

施策体系は、2で定めた4つの「基本方 針」を軸とし、方針ごとに「基本施策」と 「施策」を設定し、「施策」を取り組む方向 性(詳細は第5章)を示しています。

さらに、文化振興の課題等を踏まえ、重 点的に取組を進めるべき施策を「重点施策」 とするとともに,「本市の文化振興に求めら れる役割」に対応し、かつ、施策を横断的に 進める取組を「文化振興プロジェクト」 (詳細は第6章)と位置付けています。

【本市の文化振興に求められる役割】 (詳細第3章第4節)

- ①創造できる人づくり
- ②都市の個性づくりと発信
- ③魅力ある拠点の創出



《文化振興の課題》

①市民の文化体験及び 活動のための環境づくり や情報発信の充実

産業へ活用 観光へ活用 福祉へ活用 人材の育成・活用・教育 文化団体支援 等 了都宮の文化活動 人材活用 ヒト【人材】 生みだされた財 対化財の保護 ③誇りとなる「宇都宮文 (ヒト・モノ・コト) を評価し 文化を生む土壌へ還元 調査・研究 人材育成 ヒト【先人・先費等】 コト【技術・伝統等】 モ/【作品・建築物・滑物等】 積み重ねた土壌を耕し 宫账環境 地形等 独自の文化を創造する

②文化を支え,担える 人材の育成・活用

化」の創造・継承

【文化創造のサイクル】

他分野への活用

文化活動の支援 文化財の活用

> ④文化の力の活用(文 化を通じた人と人の絆 の強化)

ずり施業推進プローニ

【基本理念】

くらしの中に文化が息づくまち 宇都宮 〜豊かな文化を感じ、未来につなぐ〜 プロジェクト1プロジェクト1つのみや文活 カークト1

基本方針丨 文化を身近に感じ、活動できる環境づくりの推進

基本施策 施 策 施策の方向性 文化会館・美術館での鑑賞機会の充実	新規	重点			
文ル 今館・美術館での懸賞機合の本宝		里从	NO,	P1	P2
- 人化云郎・天州郎 この鑑貝機云の元夫		*	A1-1		
ジャズのまち事業の推進			A1-2		
文化に触れる場の充実 文化財公開施設を活用した周知啓発事業	業の促進		A1-3		
図書館における文化情報の周知啓発の仮	足進 ◎		A1-4		
歴史・文化の周知啓発事業の推進			A1-5		
市民芸術祭・ジュニア芸術祭の推進		*	A2-1		
百人一首事業の推進			A2-2		
文化を身近に感じ、気軽に活動できる 身近な場を活用した新たな文化活動の多	発表の場の創出		A2-3	0	
環境づくりの推進 発表・活動環境の充実 民間施設との連携・活用の検討			A2-4	0	
青少年の発表機会の創出			A2-5		
障がい者の発表機会の創出			A2-6		
地域文化祭の推進			A2-7		
文化創造財団による講座の推進		*	A3-1	0	
学びの機会の充実生涯学習センターでの文化・教養関係部	構座の推進		A3-2		
宇都宮市民大学の推進			A3-3		
高齢者の学びの機会の促進			A3-4		
歴史・文化等を活用したまちなか文化情報交流拠点づくり。	への取組	*	A4-1		
文化情報の収集・発信機能の強化ホームページを活用した情報発信の推進	隹		A4-2		
文化情報の収集・発信機能の充実 ていますが収集・光温機能の強に 「「「「な活用した情報発信の推進」	0		A4-3		0
パブリシティによる情報発信の強化			A4-4		
文化芸術団体の情報発信の支援の強化 ウェブを活用した文化団体情報の発信側	強化 ◎		A5-1		

基本方針 || 文化をつなぐ人材育成の推進

基本施策	施策	施策の方向性	新規	重点	NO,	P1	P2
	若手芸術家の育成の促進(宇都	若手芸術家の育成の促進 (宇都宮エスペール文化振興事業)		*	B1-1		
文化を先導する人材の育成促進及び	文化を先導する人材の育成支援	身近に学べるマッチング事業の支援	0		B1-2	0	
活躍の場の創出		文化活動者の活躍促進	0		B1-3	0	
		芸術家の発表・交流活動の支援			B2-1		
	云闸外の光衣、又流冶勁の又接	文化会館の利用団体・演奏家との連携事業			B2-2	0	
	児童・生徒の育成の推進	芸術・伝統文化関連講座の推進		*	B3-1	0	
いきいきと文化活動に取組む人材育成	幼児の育成の推進	保育所等における文化の学習機会の充実			B4-1	0	
の推進	多様な世代の担い手育成の推進	宇都宮伝統文化(ふるさと)継承事業の推進			B5-1		
	多様な世代の担い子目成の推進	企業や文化振興財団等による助成事業の活用			B5-2	0	
## o + // + = 1/2 = 7 + + = 1/4 o	市民ボランティアの育成・支援	文化ボランティア養成講座の開催			B6-1		0
地域の文化を守り伝える人材や団体の 育成・支援の推進	文化団体の育成・支援	市民ボランティア団体の育成・支援		*	B7-1		
	大心団体の目成・文法	文化活動団体への支援(補助金等)及び連携強化			B7-2		

基本方針Ⅲ 宇都宮文化の創造・継承の推進

				*****		*********	88888		
	基本施策	施策	施策の方向性	新規	重点	NO,	P1	P2	
			新たな歴史・文化の再評価・再発見			C1-1		\Box	
			史跡等整備の推進		*	C1-2		\Box	
		度中・女化の証信・創出の推准	日本遺産認定への取組	0	*	C1-3		0	
	歴史・文化の評価・創出の推進	宇都宮市民遺産認定制度の創設	0		C1-4				
			新市史編さん事業への取組	0		C1-5			
宇都宮文化の評価・創出の推進		調査研究活動の強化	0		C1-6				
	ゆかりの 1 物等の証価の推進	本市にゆかりの芸術家を活用した普及啓発の推進		*	C2-1				
		ゆかりの人物寺の計画の推進	うつのみや市民賞の推進			C2-2			
Sc.			まちなみ景観事業の推進			C3-1			
*		景観・まちなみの評価・創出の促進	うつのみや百景事業の推進			C3-2			
*			景観形成重点地区等の指定の推進			C3-3		0	
			多気城跡の保存に向けての調査の推進			C4-1		0	
	3	文化財等の保友・継承	史跡・名勝・天然記念物等の保存			C4-2			
		人口的 中の 休日 松小	文化財の収蔵・蓄積の基盤整備			C4-3			
			文化財保護法に基づく歴史的建造物の保護の推進		*	C4-4		0	
	宇都宮文化の保存・継承の推進		景観上価値のある歴史的建造物の保全・活用の促進	0	*	C5-1		0	
		景観保全の促進	大谷の文化的景観保存活用事業の推進			C5-2		0	
				大谷・多気地区美観事業の推進			C5-3		ш
		多様性豊かな自然環境の保全	文化財を通じた自然環境理解の促進	0		C6-1		ات	
		グ球に豆が、ゆ口が採売の休主	自然環境の把握と周知啓発の推進	0		C6-2			

基本方針Ⅳ 文化を活用したまちづくりの推進

				****			****	<u> </u>
	基本施策	施 策	施策の方向性	新規	重点	NO,	P1	P2
		観光への活用	文化を活用した観光の振興			D1-1		0
		観元への活用	文化資源を取り入れた地域イベントへの支援			D1-2		
χ.			【再掲】景観上価値のある歴史的建造物の保全・活用の促進	0	*	D2-1		
≫	地域の魅力づくりへの活用の推進		文化資源を活用した集客交流の促進		*	D2-2		
**	7	地域活性化への活用	ジャズのまち活性化事業の推進			D2-3		\Box
			妖精資料活用事業の推進			D2-4		
			城址公園を活用した文化・歴史を伝える事業の推進			D2-5		
			地域や学校における地域文化財活用事業の推進			D3-1	0	
		地域の絆づくりへの活用	【再掲】芸術・伝統文化関連講座の実施		*	D3-2		
	絆づくりへの活用の推進		地域学講座の推進	0		D3-3		
	料うくりへの活用の推進		伝統工芸や地場産業との連携の推進	0		D4-1		
		企業・産業や大学等との絆づくりの推進	企業等と連携した文化振興事業の推進			D4-2	0	
			大学や研究機関との連携による文化振興事業の推進			D4-3	0	
			多文化共生フォーラムの開催	0		D5-1		
	多文化共生や国際交流の推進	多文化共生や国際交流の推進	姉妹都市との文化芸術交流の推進			D5-2		ات
	タメル六エ で国际父流の推進	シスに元工で国际文派の推進	国際理解講座の実施	0		D5-3		
			文化施設等を活用した文化交流の推進	0	*	D5-4		0

基本方針| 文化を身近に感じ,活動できる環境づくりの推進

┌ 基本施策 文化を身近に感じ、気軽に活動できる環境づくりの推進

施策	施策の方向性	新規	重点	NO,	P1	P2
	文化会館・美術館での鑑賞機会の充実		*	A1-1		
	ジャズのまち事業の推進			A1-2		
文化に触れる場の充実	文化財公開施設を活用した周知啓発事業の促進			A1-3		
	図書館における文化情報の周知啓発の促進	0		A1-4		
	歴史・文化の周知啓発事業の推進			A1-5		
	市民芸術祭・ジュニア芸術祭の推進		*	A2-1		
	百人一首事業の推進			A2-2		
	身近な場を活用した新たな文化活動の発表の場の創出			A2-3	0	
発表・活動環境の充実	民間施設との連携・活用の検討			A2-4	0	
	青少年の発表機会の創出			A2-5		
	障がい者の発表機会の創出			A2-6		
	地域文化祭の推進			A2-7		
	文化創造財団による講座の推進		*	A3-1	0	
子びの機会の元美	生涯学習センターでの文化・教養関係講座の推進			A3-2		
	宇都宮市民大学の推進			A3-3		
	高齢者の学びの機会の促進			A3-4		

基本施策 文化情報の収集・発信機能の充実

施策	施策の方向性	新規	重点	NO,	P1	P2
文化情報の収集・発信機能の強化	歴史・文化等を活用したまちなか文化情報交流拠点づくりへの取組み	0	*	A4-1		
	ホームページを活用した情報発信の推進			A4-2		
大心情報の収集・光信機能の強化	ICTを活用した情報発信の推進	0		A4-3		0
	パブリシティによる情報発信の強化			A4-4		
文化芸術団体の情報発信の支援の強化	ウェブを活用した文化団体情報の発信強化	0		A5-1		

基本方針 || 文化をつなぐ人材育成の推進

├ 基本施策 文化を先導する人材の育成促進及び活躍の場の創出 │

施策	施策の方向性	新規	重点	NO,	P1	P2
	若手芸術家の育成の促進 (宇都宮エスペール文化振興事業)		*	B1-1		
文化を先導する人材の育成支援	身近に学べるマッチング事業の支援	0		B1-2	0	
	文化活動者の活躍促進	0		B1-3	0	
1 安州多(7) 年表 父流活期(7) 文括 1	芸術家の発表・交流活動の支援			B2-1		
	文化会館の利用団体・演奏家との連携事業			B2-2	0	

基本施策 いきいきと文化活動に取組む人材育成の推進

施策	施策の方向性	新規	重点	NO,	P1	P2
児童・生徒の育成の推進	芸術・伝統文化関連講座の推進		*	B3-1	0	
幼児の育成の推進	保育所等における文化の学習機会の充実			B4-1	0	
多様な世代の育成の推進	宇都宮伝統文化(ふるさと)継承事業の推進			B5-1		
タ1水は足1(の月水の推進	企業や文化振興財団等による助成事業の活用			B5-2	0	

基本施策 地域の文化を守り、伝える人材や団体の育成・支援の推進

施策	施策の方向性	新規	重点	NO,	P1	P2
市民ボランティアの育成・支援	文化ボランティア養成講座の開催			B6-1		0
立ル団はの充成・支援	市民ボランティア団体の育成・支援		*	B7-1		
文化団体の育成・支援	文化活動団体への支援(補助金等)及び連携強化			B7-2		

基本方針Ⅲ 宇都宮文化の創造・継承の推進

│ 基本施策 宇都宮文化の評価・創出の推進│

施策	施策の方向性	新規	重点	NO,	P1	P2
	新たな歴史・文化の再評価・再発見			C1-1		
	史跡等整備の推進		*	C1-2		
歴史・文化の評価・創出の推進	日本遺産認定への取組	0	*	C1-3		0
	宇都宮市民遺産認定制度の創設	0		C1-4		
	新市史編さん事業への取組	0		C1-5		
	調査研究活動の強化	0		C1-6		
ゆかりの人物等の評価の推進	本市にゆかりの芸術家を活用した普及啓発の推進		*	C2-1		
ゆかりの人物等の計画の推進	うつのみや市民賞の推進			C2-2		
	まちなみ景観事業の推進			C3-1		
景観・まちなみの評価・創出の促進	うつのみや百景事業の推進			C3-2		
	景観形成重点地区等の指定の推進			C3-3		0

基本施策 宇都宮文化の保存・継承の推進

施策	施策の方向性	新規	重点	NO,	P1	P2
	多気城跡の保存に向けての調査の推進			C4-1		0
文化財等の保存・継承	史跡・名勝・天然記念物等の保存			C4-2		
	文化財の収蔵・蓄積の基盤整備			C4-3		
	文化財保護法に基づく歴史的建造物の保護の推進		*	C4-4		0
	景観上価値のある歴史的建造物の保全・活用の促進	0	*	C5-1		0
景観保全の促進	大谷の文化的景観保存活用事業の推進			C5-2		0
	大谷・多気地区美観事業の推進			C5-3		
多様性豊かな自然環境の保全	文化財を通じた自然環境理解の促進	0		C6-1		
タボロ豆が、Gロが環境の休主	自然環境の把握と周知啓発の推進	0		C6-2		

基本方針Ⅳ 文化を活用したまちづくりの推進

基本施策 地域の魅力づくりへの活用の推進

施策	施策の方向性	新規	重点	NO,	P1	P2
観光への活用	文化を活用した観光の振興			D1-1		0
観元への活用 ニュー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	文化資源を取り入れた地域イベントへの支援			D1-2		
	【再掲】景観上価値のある歴史的建造物の保全・活用の促進	0	*	D2-1		
	文化資源を活用した集客交流の促進		*	D2-2		
地域活性化への活用	ジャズのまち活性化事業の推進			D2-3		
1	妖精資料活用事業の推進			D2-4		
	城址公園を活用した文化・歴史を伝える事業の推進			D2-5		

基本施策 絆づくりへの活用の推進

施策	施策の方向性	新規	重点	NO,	P1	P2
	地域や学校における地域文化財活用事業の推進			D3-1	0	
地域の絆づくりへの活用	【再掲】芸術・伝統文化関連講座の実施		*	D3-2		
	地域学講座の推進	0		D3-3		
	伝統工芸や地場産業との連携の推進	0		D4-1		
企業や大学等との絆づくりの推進	企業等と連携した文化振興事業の推進			D4-2	0	
	大学や研究機関との連携による文化振興事業の推進			D4-3	0	

基本施策 多文化共生や国際交流の推進

施策	施策の方向性	新規	重点	NO,	P1	P2
	多文化共生フォーラムの開催	0		D5-1		
多文化共生や国際交流の推進	姉妹都市との文化芸術交流の推進			D5-2		
多文化共生や国际交流の推進	国際理解講座の実施	0		D5-3		
	文化施設等を活用した文化交流の推進	0	*	D5-4		0

第5章 文化施策の展開方向

本章においては、文化振興の基本理念と基本方針の実現に向けた具体的施策について、その展開方向を示します。

基本方針 I 文化を身近に感じ活動できる環境づくりの推進

市民が日頃のくらしに文化を取り入れ、文化活動を行っていくために、文化芸術にふれる場を充実させていくほか、発表・活動の環境や文化芸術を学べる環境を充実させるとともに、情報発信機能の充実など、市民が様々な文化情報を得やすい環境を整備することにより、市民が文化を身近に感じ、気軽に活動できる環境づくりを推進します。

基本方針の指標

文化・芸術活動を行うきっかけとなる、文化・芸術の鑑賞・見学等の機会の充実を図ることにより、多くの市民が生活の中に文化を取り入れ、豊かな市民生活を送れることを目指します。

指標	文化・芸術の鑑	文化・芸術の鑑賞・見学をした市民の割合				
平成21年度	平成26年度	平成26年度 平成37年度 設定理由				
77.4%	79.3%	90%	1年間で約1%の増加を見込んでいます。			

※一般市民から無作為抽出

基本施策1 文化を身近に感じ、気軽に活動できる環境づくりの推進

文化の振興は、人々に楽しさや感動を与え、精神的な安らぎや生きる喜びをもたらし人生を豊かにするとともに、創造性を育むものであることから、市民の主体的な文化活動を促進するため、市民の文化活動の拠点となる市文化会館や美術館、文化財展示施設など、様々な活動の場を提供するとともに、文化活動の発表や鑑賞の機会の充実に努めます。

特に、若い世代が魅力と感じるメディア芸術や子育て世代や障がい者などが文化活動に積極的に参加できる環境を整える取組を進めます。

(1) 文化にふれる場の充実

No.	施策の方向性	内容	区分
A1-1	文化会館・美術館	ライフステージや市民ニーズに応じた企画等を検討し、	【重点】
	での鑑賞機会の充	多様な世代が質の高い文化・芸術を鑑賞・観覧できる機	
	実	会の充実に取り組むほか, 市民が気軽に文化に触れるこ	
		とができるアウトリーチ事業などにも取り組みます。	

A1-2	ジャズのまち事業	「ジャズのまち宇都宮」を支える人材育成とともに、	
	の推進	市民に広く楽しさを伝える発表機会の創出,ジャズを	
		活用した集客交流事業の推進を図ります。	
A1-3	文化財公開施設を	本市の歴史や文化の周知・啓発のために、うつのみや遺	
	活用した周知啓発	跡の広場,清明館,飛山城史跡公園,旧篠原家住宅など	
	事業の促進	における公開事業や展示事業等を促進します。	
A1-4	図書館における文	図書館における歴史講座や歴史や文化に関する展示や	【新規】
	化情報の周知啓発	関連図書の紹介等により、宇都宮の歴史・文化の周知啓	
	の促進	発を促進します。	
A1-5	歴史・文化の周知	地域に残る文化財や景観の価値を再発見することがで	
	啓発事業の推進	きるように, 啓発用パンフレットなどで広く周知すると	
		ともに,文化財巡りや地域に伝わる伝統行事の見学会な	
		どの開催によって, 歴史や文化に触れる機会の創出を推	
		進します。	



美術館によるアウトリーチ事業 (「おじさんの顔が空に浮かぶ日」)

(2)発表・活動環境の充実

No.	施策の方向性	内容	区分
A2-1	市民芸術祭・ジュ	文化団体や学校の協力の下、市民の文化活動の発表の	【重点】
	ニア芸術祭の推進	場及び文化創造の場として市民芸術祭・ジュニア芸術	
		祭の取組を推進していきます。	
		また、メディア芸術などの新たな対象分野の検討を行	
		い幅広い文化振興を推進します。	
A2-2	百人一首事業の推	本市にゆかりのある百人一首の市民大会や全国大	
	進	会,グランプリ決定戦の開催など,発表や交流の場	
		を創出します。	
A2-3	身近な場を活用し	市民生活の身近な場での文化活動を促進するため,	
	た新たな文化活動	空き地や公共空間等を活用した、新たな市民の文化	
	の発表の場の創出	活動の発表の場の創出について、その在り方を含め	
		検討します。	

A2-4	民間施設との連	民間が運営するホールやギャラリー、教室などの特	
	携・活用の検討	色ある民間施設との連携や活用などを検討し、市民	
		活動環境の整備に努めます。	
A2-5	青少年の発表機会	絵画や家族川柳などの作品コンクールやステージ発表	
	の創出	など、青少年が生き生きと文化活動の発表できる場を	
		確保します。	
A2-6	障がい者の発表機	ふれあい文化祭の開催など、障がい者の文化的な発表	
	会の創出	の場を設け、日頃の活動成果をたたえあうことにより、	
		障がい者の社会参加を促進し、市民の間に広く障がい	
		者の文化活動や福祉についての理解を深めます。	
A2-7	地域文化祭の推進	各地区の生涯学習センターで開催している文化祭にお	
		いて、地域のサークル等が行っている文化活動や地元	
		の誇りとなる文化資源の展示コーナー等,発表の場の	
		創出を推進します。	



ジュニア芸術祭

(3) 学びの機会の充実

No.	施策の方向性	内容	区分
A3-1	文化創造財団によ	文化会館や美術館において質の高い文化に触れ、音	【重点】
	る講座の推進	楽や演劇,美術などの芸術文化について理解を深め	
		るための講座やワークショップを開催します。	
A3-2	生涯学習センター	市民の生活を豊かにするための「文化・教養」に関す	
	での文化・教養関	る講座を市内の生涯学習センターにおいて開催しま	
	係講座の推進	す。	
A3-3	宇都宮市民大学の	市民の高度で専門的な学習ニーズに応え、心豊かに市	
	推進	民生活を送るための教養講座や、郷土愛を育む地域の	
		文化・歴史講座など、市民の知的好奇心を満たし、生	
		活に潤いや生きがいを与える講座を開催します。	

A3-4	高齢者の学びの機	老人福祉センターにおける文化教養の向上に資する講	
	会の促進	座及び教室の開催など、高齢者が地域で、健康で生き	
		がいを持った生活が送れるよう、学びの機会を促進し	
		ます。	

基本施策2 文化情報の収集・発信機能の充実

本市は豊富な文化資源を有し、これまでにも、様々な文化に関する情報発信を行ってきましたが、それらの情報が広く市民に知られていないと考えられることから、文化に関する情報の集収や発信の工夫が重要です。

そのため、文化に関する活動場所や催し、地域での活動等の情報を収集し、広報誌等の 紙媒体に加え、様々な世代に広く情報が伝わるように、ICT等の最新の情報機器など多様 な広報媒体を活用していきます。

(1) 文化情報の収集・発信機能の強化

No.	施策の方向性	内 容	区分
A4-1	歴史・文化等を活	本市の歴史や文化を認識し、理解することは、市に対	【新規】
	用したまちなか文	する誇りや郷土愛を育む上で、欠かせない要件です。	【重点】
	化情報交流拠点づ	よって,本市の文化に係る情報を,幅広い市民に効果	
	くりへの取組	的に伝達し、さらには、集客交流を促すことのできる	
		情報交流拠点をまちなかに整備することは、新たな成	
		熟都市形成において必要な機能と考えられることか	
		ら,その内容や実現手法について検討を進めます。	
A4-2	ホームページを活	「宇都宮の歴史と文化財」や芸術文化に係る文化創造	
	用した情報発信の	財団のHPを活用し、歴史や文化に関する情報や最新	
	推進	のイベント情報等を発信し、市民への情報提供を推進	
		します。	
A4-3	ICT を活用した情	AR (拡張現実)等の最新の情報発信方法を研究し,多	【新規】
	報発信の推進	様な広報媒体を活用した文化情報の発信を行います。	
A4-4	パブリシティによ	新聞やラジオ、テレビ等のマスメディアのほか、民間	
	る情報発信の強化	HPやSNSへの情報提供や連携に積極的に取り組	
		み、幅広い市民への情報発信を強化します。	

(2) 文化芸術団体の情報発信の支援の強化

No.	施策の方向性	内容	区分
A5-1	ウェブを活用した	文化・芸術分野で活躍する団体やアーティストの情報	【新規】
	文化団体情報の発	収集に幅広く努め, 市民に紹介していくとともに, メ	
	信強化	ールマガジン等を使って、文化団体が実施するイベン	
		ト等の情報を発信し,文化団体の活動支援を行います。	

基本方針 II 文化をつなぐ人材育成の推進

文化を創造・継承する人材を、持続的に育成していくために、文化を先導する人材の育成や担い手の育成のほか、地域で育む伝統や生活文化を守り・伝える団体の育成支援を進めることにより、文化を支える人材の育成を推進します。

基本方針の指標

文化を守り伝える人材や団体の育成を支援など,文化活動に取組み,継続的に文化を保存・継承できる社会となることを目指します。

指標	文化活動をして		
平成21年度	平成26年度	平成37年度	設定理由
43.3%	39.7%	50%	目標年次には市民の半数が文化活動に係 わっている状態を目指します。

※一般市民から無作為抽出

基本施策1 文化を先導する人材の育成促進及び活躍の場の創出

文化を盛んにし、質を高めるためには文化活動をリードする芸術家や地域での文化活動に対し指導的な役割を担う人々の育成に力を入れる必要があります。本市では、「宇都宮エスペール文化振興事業」を実施し、若手芸術家の発掘・支援を行ってきました。今後も引き続き、文化を先導する人材の育成や活躍できる仕組みづくりに努めます。

また, 市民が芸術活動や歴史·文化財等を身近に学べる環境づくりや指導者の支援に取り組みます。

(1) 文化を先導する人材の育成支援

No.	施策の方向性	内 容	区分
B1-1	若手芸術家の育成	芸術の創作活動が特に顕著で、今後の活躍が期待でき	【重点】
	の促進	る若手芸術家に対し、宇都宮エスペール文化振興事業	
		等を通じて育成支援を行います。	
B1-2	身近に学べるマッ	学校支援ボランティアや生涯学習情報システムと連携	【新規】
	チング事業の支援	し、学校や地域での文化的な教育活動の支援を行いま	
		す。	
B1-3	文化活動者の活躍	本市において文化活動を行いやすい環境を整え、そ	【新規】
	促進	の活動を通じた本市文化振興への協力や市民への還	
		元を行うことができる仕組みを検討します。	

(2) 芸術家の発表・交流活動の支援

No.	施策の方向性	内 容	区分
B2-1	芸術家の発表・交	演奏会や展覧会を通し、芸術家の発表・交流機会の提供	
	流活動の支援	を行います。	
B2-2	文化会館の利用団	文化会館を利用する団体や演奏家との連携事業を行い	
	体・演奏家との連	ます。	
	携事業		

基本施策2 いきいきと文化活動に取り組む人材育成の推進

文化を次世代に継承するための担い手が「不足している」という声が各分野から聞かれます。少子高齢化が進む中、子どもや青少年はもちろん、退職後の高齢者を含め、文化を将来につなぐ担い手の育成に取り組む必要があります。

特に、伝統文化の継承のためには、身近に触れる機会を多く持つことが必要であることから、 地域や学校において体験できる機会を積極的に作り、いきいきと文化活動に取り組むことが できる人材の育成を図ります。

(1) 児童・生徒の育成の推進

No.	施策の方向性	内容	区分
B3-1	芸術・伝統文化関	宮っ子がふるさとに誇りを持ちながら心豊かに成長し	【重点】
	連講座の推進	ていくため、「宮っ子伝統文化体験教室」や「ふれあい	
		文化教室」などの講座を実施し、宇都宮において守り	
		伝えられてきた民俗芸能・伝統行事・生活文化等の伝	
		統文化や優れた芸術活動を推進し、地域継承活動にお	
		ける環境づくりや人材育成等を支援するとともに、こ	
		れら芸術・伝統文化に身近に触れる機会を創出します。	

(2) 幼児の育成の推進

No.	施策の方向性	内 容	区分
B4-1	保育所等における	認定こども園や幼稚園、保育所等において、伝統文化に	
	文化の学習機会の	触れる体験や文化芸術鑑賞など、文化に親しむ活動を取	
	充実	り入れることで、子どもやその家族等の文化に対する理	
		解促進を図ります。	

(3) 多様な世代の育成の推進

No.	施策の方向性	内容	区分
B5-1	宇都宮伝統文化	ふるさと宇都宮の伝統文化を保存・継承するため、宇都	
	(ふるさと) 継承	宮伝統文化連絡協議会と連携して、「伝統文化フェステ	
	事業の推進	ィバル」等のイベントや体験教室を実施して周知・啓発	
		に努めるとともに、次世代の伝統文化を継承する人材を	
		育成します。	

B5-2	企業や文化振興財	企業や文化振興財団等が実施する文化芸術や伝統文化	
	団等による助成事	に対する助成制度を各文化団体に情報提供し,次世代の	
	業の活用	人材育成に役立ててもらいます。	



宮っ子伝統文化体験教室(ふくべ作り)

基本施策3 地域の文化を守り、伝える人材や団体の育成・支援の推進

これまで伝統文化や史跡・天然記念物等の文化財を守り伝えられてきた地域コミュニティの弱体化やそれを構成する人々の高齢化により、地域の文化を取り巻く環境は、さらに厳しくなりつつあります。地域の文化を持続的に守り伝えるために、これらの団体の後継者育成や活動の支援をより一層進めます。

(1) 市民ボランティアの育成・支援

No.	施策の方向性	内 容	区分
B6-1	文化ボランティア	市民における本市の文化の周知啓発の中核となる文化	
	養成講座の開催	ボランティアを養成するために、文化ボランティア養成	
		講座を開催します。	

(2) 文化団体の育成・支援

No.	施策の方向性	内容	区分
B7-1	市民ボランティア	文化ボランティアの活動を促進するために、活動の場	【重点】
	団体の育成・支援	となる文化ボランティア団体を育成するとともに、適	
		切な支援を推進します。	
B7-2	文化活動団体への	市民の文化活動を支える宇都宮市文化協会の活動を支	
	支援(補助金等)	援するとともに、指定文化財の保存団体・愛護団体や	
	及び連携強化	伝統文化連絡協議会などの活動を支援し、民俗芸能の	
		育成や史跡,天然記念物の維持管理等,文化芸術の振	
		興を市民協働により推進します。	

基本方針皿 宇都宮文化の創造・継承の推進

市民が宇都宮の文化を知り、故郷に誇りと愛着に感じるために、地域文化に関する調査研究を進め、その評価及び再評価を行うとともに、次世代に引き継ぐべき新たな文化の創出を推進します。また、これまで積み重ねられた地域文化について把握・整理を進め、次世代の文化創造に資するよう、保存・継承を推進します。

基本方針の指標

本市の歴史を構成する文化財や景観を再発見・再評価し、後世に保存・継承することにより、宇都宮に「誇り」「風格」を感じることができる市民が増加することを目指します。

指標	宇都宮の文化資源を誇りに感じる人の割合		
平成21年度	平成26年度	平成37年度	設定理由
-%	-%	60%	新たに国の文化芸術の振興に関する基本的 な方針の成果指標に準拠し設定

基本施策1 宇都宮文化の評価・創出の推進

宇都宮の文化人や文化資源など、本市の文化を再評価し、新たな視点や価値観を加えることにより、2020年のオリンピック東京大会を見据え、国内外に発信することができる宇都宮の誇れる文化の創造に取り組み、宇都宮の魅力向上に努める必要があります。そのために、宇都宮の文化を正しく理解し、評価するための調査・研究に取り組みます。

(1) 歴史・文化の評価・創出の推進

No.	施策の方向性	内 容	区分
C1-1	新たな歴史・文化	百人一首や大谷石など、本市ゆかりの文化資源の調査	
	の再評価・再発見	研究を進めることにより、貴重な歴史・文化の掘り起	
		こし、本市の歴史や文化への気付きにつなげます。	
C1-2	史跡等整備の推進	史跡等の本質的価値の低下を回避しつつ、歴史上又は	【重点】
		学術上の価値を適切に伝え、史跡等を核とするまちづ	
		くり・地域づくりを進めていくために、上神主・茂原	
		官衙遺跡など、史跡等の整備事業を推進します。	
C1-3	日本遺産認定への	日本の文化・伝統を語るストーリーを認定する制度で	【新規】
	取組	ある「日本遺産」への認定に向け、歴史文化基本構想	【重点】
		を策定するとともに、本市の文化財を包含するストー	
		リーの創出に取り組みます。	

C1-4	宇都宮市民遺産認	宇都宮の長い歴史の中で育まれてきたヒト・コト・モ	【新規】
	定制度の創設	ノの中から,未来の市民に守り伝えていきたい文化的	
		な遺産を「市民遺産」として認定し、市民が誇りをも	
		って末永く守り伝えことができる仕組み作りに取り組	
		みます。	
C1-5	新市史編さん事業	市制 120 周年や1市2町の合併 10 周年を経るにあた	【新規】
	への取組	り, 100 年先も誇れる本市の発展への指針となる総合的	
		で体系化された新「宇都宮市史」の編さんに向け、史	
		料収集などの準備作業に取り組みます。編さん事業を	
		通して、市民の郷土に対する誇りと愛着を醸成すると	
		ともに, 宇都宮の歴史を物語る貴重な歴史資料等を市	
		民の財産として後世に継承していきます。	
C1-6	調査研究活動の強	地域の歴史・文化及び自然等の評価・創出は,地方自	【新規】
	化	治体が大きな役割を担うものであり、その実施に不可	
		欠である本質的な価値に関する調査研究の強化とそれ	
		を担う専門知識を有する人材の把握・確保等に取り組	
		みます。	



大谷石建造物 (旧大谷公会堂)

(2) ゆかりの人物等の評価の推進

No.	施策の方向性	内容	区分
C2-1	本市ゆかりの芸術	本市ゆかりの誇れる文化人に係る講演会や作品展、演	【重点】
	家を活用した普及	奏会等を開催し、市民の郷土に対する愛着を高めます。	
	啓発の推進		
C2-2	うつのみや市民賞	本市の誇りとなる優れた文化活動を行った市民を顕彰	
	の推進	し、本市の文化振興の現状を適正に評価し多くの市民	
		の皆さんに知っていただくため,事業を推進します。	

(3)景観・まちなみの評価・創出の促進

No.	施策の方向性	内 容	区分
C3-1	まちなみ景観事業	市内において,魅力ある都市景観を創り出している建築	
	の推進	物等を表彰することにより,都市環境の向上及び都市景	
		観に対する市民意識の高揚を図ることを目的に実施し	
		ます。	
C3-2	うつのみや百景事	宇都宮の美しい風景を再発見してもらい,市民の郷土愛の	
	業の推進	醸成や景観づくりの大切さを伝えることを目的に, 市内1	
		10か所の美しい風景を選定し、パネル展の開催や百景を	
		巡るバスツアーを実施するなど、それらを PR しながら景	
		観に対する意識啓発と高揚を図るため実施します。	
C3-3	景観形成重点地区	「宇都宮市の顔」にふさわしい地区を「宇都宮市景観計	
	等の指定の推進	画」及び「宇都宮市景観条例」に基づき、景観形成重点	
		地区に指定し、景観形成の方針やルール(デザイン、色	
		彩、緑化など)を定め、地域特性に応じた良好な都市景	
		観の保全・創出を推進します。	

基本施策2 宇都宮文化の保存・継承の推進

宇都宮は、恵まれた自然と古い歴史に支えられ、二荒の杜を中心に栄えてきたまちで、市内には、その歴史を語る文化財や史跡等の歴史遺産、近代建造物等が数多く残っているとともに、暖帯林と温帯林が共存する豊かな自然と生物多様性に恵まれたまちです。また、本市原産の大谷石が織りなす景観や大谷石を使った建造物は、本市を特色づける歴史的景観の中心的な構成要素です。

これらの自然や文化遺産は、これまで守り伝えられてきた地域の財産であり、将来にわたって保存・継承できるよう取り組みます。

(1) 文化財等の保存・継承

No.	施策の方向性	内容	区分
C4-1	多気城跡の保存に	良好かつ広範囲に中世の遺構が残っている多気城跡の	
	向けての調査の推	恒久的な保存に向けて、保存の手法や、対象範囲、歴	
	進	史史料の収集など多角的な検討を進めます。	
C4-2	史跡・名勝・天然	文化財の現況を把握し、生物多様性豊かな自然環境等	
	記念物等の保存	に配慮し適切な保全事業を実施し史跡・名勝・天然記	
		念物の保存を図ります。	
C4-3	文化財の収蔵・蓄	市民の共有財産である文化資源や文化遺産について,	
	積の基盤整備	文化財の種類に応じた適正な保存管理や市民のニーズ	
		に応じた公開活用ができるよう、機能の充実を目指し	
		た文化財収蔵整理施設の在り方について検討します。	

C4-4	文化財保護法に基	所有者への理解や協力を得るとともに、新規指定や市	【重点】
	づく歴史的建造物	民への普及・啓発など保存活用策を検討し、歴史的建	
	の保護の推進	造物の保存に努めます。	

(2) 景観保全の促進

No.	施策の方向性	内 容	区分
C5-1	景観上価値のある	魅力的な景観の保全・創出に資する大谷石建造物等の	【新規】
	歴史的建造物の保	歴史的建造物のうち景観上価値のある歴史的建造物の	【重点】
	全・活用の促進	保全・活用に向けて取り組みます。	
C5-2	大谷の文化的景観	大谷の名勝・文化的景観の周知啓発を推進し、イベン	
	保存活用事業の推	トなどでの活用を図ることで、恒久的な保護を図ると	
	進	ともに、より一層の地域の活性化を図ります。	
C5-3	大谷・多気地区美	大谷景観形成事業補助金などを活用し、費用の一部を	
	観事業の推進	補助することにより観光景観形成事業を充実させ、大	
		谷観光の推進を図ります。	

(3) 多様性豊かな自然環境の保全

No.	施策の方向性	内容	区分
C6-1	文化財等を通じた	天然記念物の周知啓発や各文化財展示施設において人	【新規】
	自然環境理解の促	間生活と自然環境に関連する展示・講演等を実施する	
	進	ことにより、自然環境に関する理解の促進を図ります。	
C6-2	自然環境の把握と	本市の自然の現況等に関する基礎調査や貴重な動植物	【新規】
	周知啓発の推進	のリスト作成等を実施し、本市の特徴的な自然環境の	
		把握と周知啓発を推進します。	



大谷の奇岩群 (越路岩)

基本方針Ⅳ 文化を活用したまちづくりの推進

文化が、まちづくりの力として活かされるよう、地域の魅力づくりへの活用 や絆づくりへの活用を推進するとともに、交流を生む文化の力を活かした、多 文化共生や国際交流の推進に取り組むことにより、文化を活用したまちづくり を推進します。

基本方針の指標

ジャズ・妖精・大谷などの本文化資源を活用した事業を展開することにより、まちに活力を与え、宇都宮の伝統や文化に魅力を感じる人が増加することを目指します。

指標	文化資源を目的に宇都宮に来訪した人の割合		
平成22年度	平成26年度	平成37年度	設定理由
11.2%	11.9%	20%	1年間で約1%の増加を見込んでいます。

基本施策1 地域の魅力づくりへの活用の推進

本市の個性のあるジャズ・妖精・大谷などの文化資源を活かしつつ, 市民が楽しみながら参画する, 個性あふれる, 住んでいることに誇りが感じられるまちづくりの支援に努めます。

また, 史跡名勝や文化的景観, 地域に伝わる祭りなどの伝統行事や伝統芸能, 工芸の他, 文化イベントなど, 本市の多彩な文化資源は, 重要な観光資源でもあり地域を活性化させる礎となる貴重な資源であり, 様々な分野における関係機関・団体との連携により, その活用を推進します。

(1) 観光への活用

No.	施策の方向性	内容	区分
D1-1	文化を活用した	中心市街地にある文化財や文化遺産、観光スポットやイ	
	観光の振興	ベントを巡れる観光ルートを創出し、集客を図ります。	
		また、本市の北西部に位置する大谷観光地域の活性化を	
		図るため、大谷の特異な景観を活かした観光振興を推進	
		するとともに, 国の名勝指定に相応しい景観整備や環境	
		整備を推進します。	
D1-2	文化資源を取り	市内外からの集客力が高く、本市のイメージアップを図	
	入れた地域イベ	る上で効果的な「ふるさと宮まつり」の開催に際し、「ふ	
	ントへの支援	るさと宮まつり開催委員会事業補助金」などを活用し,	
		支援を行います。	

また、「石の里・大谷」の観光振興を目的として開催される「フェスタ in 大谷」について、更なる誘客を図るために「フェスタ in 大谷開催交付金」などを活用し、より一層の地域の活性化を図ります。



大谷地区における「和の都」イベント開催

(2) 地域活性化への活用

No.	施策の方向性	内 容	区分
D2-1	景観上価値のある	魅力的な景観の保全・創出に資する大谷石建造物等の	【再掲】
	歴史的建造物の保	歴史的建造物のうち景観上価値のある歴史的建造物の	
	全・活用の促進	保全・活用に向けて取り組みます。	
D2-2	文化資源を活用し	ジャズや軽音楽などの活用や中心市街地での文化交流	【重点】
	た集客交流の促進	事業等により,人が集い,交流が生まれるまちづくり	
		を促進します。	
		また、シティガイド協会などの市民ボランティアと連	
		携した地域の文化資源を活用したおもてなし事業や若	
		手アーティストを活用した地域活性化事業に取り組み	
		ます。	
D2-3	ジャズのまち活性	世界的ジャズミュージシャンである渡辺貞夫氏の出身	
	化事業の推進	地である本市の特徴を活かし、市民にジャズを通じて	
		音楽の楽しさを体感していただくとともに,市内外の	
		事業のイベント参加者との交流を促進することで、ま	
		ちの活性化を図ります。	
D2-4	妖精資料活用事業	妖精資料や素材としての妖精をまちづくりに利活用す	
	の推進	るため、資料の展示・公開や講座等を実施します。	
D2-5	城址公園を活用し	宇都宮城址公園を活用し、市民団体と協働して宇都宮	
	た文化・歴史を伝	城址まつりや宇都宮城桜まつりなどのイベント、宇都	
	える事業の推進	宮の歴史を伝える講演会を実施することで、郷土への	
		愛着や誇りを醸成します。	

基本施策2 絆づくりへの活用の推進

文化は、他者と共感する心を醸成し、相互理解を深め、人と人を結び付ける力を持っています。この力を、教育・福祉・観光・国際交流などに活用することにより、地域の活性化や地域コミュニティの絆づくりに寄与することが期待されます。

このことから、これまでの文化を活用した取組を引き続き進めるとともに、文化活動に取り組んでいる地域、企業、大学等とさらに連携を強化し、文化を活用した取組をさらに推進していきます。

(1)地域の絆づくりへの活用

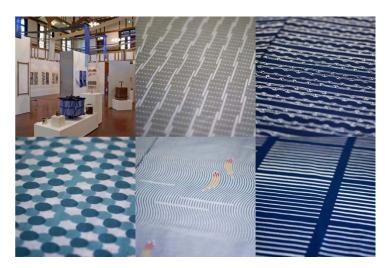
No.	施策の方向性	内容	区分
D3-1	地域や学校におけ	各学校の周辺に点在する文化財を活用し、自分たちが	
	る地域文化財活用	育った地域の歴史を学ぶとともに、保護活動に携わる	
	事業の推進	ことにより、郷土に対する誇りや愛着の醸成を推進し	
		ます。	
D3-2	芸術・伝統文化関	宮っ子がふるさとに誇りを持ちながら心豊かに成長し	【再掲】
	連講座の実施	ていくため、「宮っ子伝統文化体験教室」や「ふれあい	【重点】
		文化教室」などの講座を実施し、宇都宮において守り	
		伝えられてきた民俗芸能・伝統行事・生活文化等の伝	
		統文化を推進し、地域継承活動における環境づくりや	
		人材育成等を支援するとともに、これら伝統文化に身	
		近に触れる機会を創出します。	
D3-3	地域学講座の推進	市民が自分の生まれ育った地域について学び、その地	【新規】
		域に対する愛着を深めるとともに、受講者同士の同郷	
		意識を高める効果が期待できる、地域の歴史や文化を	
		学ぶための「地域学講座」を推進します。	



ふれあい文化教室(書道)

(2)	企業•	産業や大学等との絆づくりの推進	Ė
-----	-----	-----------------	---

No.	施策の方向性	内 容	区分
D4-1	伝統工芸や地場産	黄ぶなやふくべ細工等の伝統工芸品や、大谷石を使っ	【新規】
	業との連携の推進	た置物や宮染め等の地場産業との連携を図ります。	
D4-2	企業等と連携した	文化事業の実施にあたり、企業などの協力を得て、文	
	文化振興事業の推	化・芸術に対する支援の取組を積極的に活用し,文化	
	進	の振興に努めます。	
D4-3	大学や研究機関と	大学や県立博物館等の研究機関が蓄積してきた知的・	【新規】
	の連携による文化	人的資源等を活用しながら、協働して調査研究を推進	
	振興事業の推進	します。	



宮の注染を拓く (美術館館外プロジェクト)

基本施策3 多文化共生や国際交流の推進

グローバル化が進展する中、地域のアイデンティティを自覚し、様々な地域の人々との交流を活性化させ国際化に取り組むことは新たな文化の創造を生み出す可能性を持っています。今後も引き続き、国内外の地域との文化交流を通じて異文化理解を推進するとともに、文化芸術団体や国際交流団体の交流支援に努めます。

(1) 多文化共生や国際交流の推進

No.	施策の方向性	内容	区分
D5-1	多文化共生フォー	外国人住民パネリストから、テーマごとに自国の紹介	【新規】
	ラムの開催	や実体験を披露してもらい,各国の文化の違いを知る	
		とともに, 多様な価値観の存在を認識し, 相互理解を	
		図るために多文化共生フォーラムを開催します。	
		また、参加者が、このフォーラムで海外の都市や文化	
		を学び、国際交流活動に参加することを推進します。	

第5章 文化施策の展開方向

D5-2	姉妹都市との文化	姉妹都市交流事業の中で、自国の踊りや歌、折り紙等	
	芸術交流の推進	の文化を披露し、文化交流を推進します。	
D5-3	国際理解講座の実	地域コミュニティセンターにおいて、外国人住民が講	【新規】
	施	師となり、自国の生活や習慣等を紹介し、交流するこ	
		とで、日本人住民との文化的な相互理解を促進します。	
D5-4	文化施設等を活用	外国人観光客や国内に居住する外国人住民が、本市の	【新規】
	した文化交流の推	文化を知り、文化への理解を深めていくために、文化	【重点】
	進	施設等の解説書や案内板の多言語化などを推進しま	
		す。	



多文化共生フォーラム

第6章 文化施策推進プロジェクト

1. 文化施策推進プロジェクトの位置づけ

本プロジェクトは、基本理念の実現に向け、基本方針の下に設定した各施策を横断的に結合させ、文化施策推進プロジェクトとして大きな方向性を示すことで、本市の文化振興に求められる役割を関係部署が連携してより効果的に事業を展開しようとするものです。

2. 文化施策推進プロジェクトの概要

【Project 1】 ~「創造できる人づくり」のために~ 市民と宇都宮の文化をつなぐ「うつのみや文活(ぶんかつ)プロジェクト」

市民アンケート調査により文化への関心が大きく減少している現状を踏まえ、市民が身近にある文化に気づいたり、新しい文化芸術活動にチャレンジする機会をより当たり前のこととなる環境づくりに取り組み、市民一人一人の成長を促すプロジェクト

【Project2】~都市の個性づくりと発信及び魅力ある拠点創出のために~

「文化遺産を活用した宇都宮活性化プロジェクト」

市民が本市の歴史・文化財及び自然環境に親しみ、郷土への理解を深めるとともに、市民の財産である貴重な資料等を次世代へ引き継ぐために、本市の貴重な資料等の調査・評価・保全に取り組むとともに、それらの情報発信や理解を促進するプロジェクトに取り組みます。特に、本市を象徴する大谷石等の文化遺産の価値を分かりやすく表現するストーリーを創出し、本市の文化と魅力を国内外に発信することにより、文化財への理解を促進するとともに、地域の活性化に取り組みます。

(1) 市民と宇都宮の文化をつなぐ「うつのみや文活(ぶんかつ)プロジェクト」 ① 目的

市民アンケート調査により文化への関心が大きく減少している現状を踏まえ、 市民のみなさんが身近にある文化に気付き、新しい文化芸術活動にチャレンジ する機会を創出します。

② 取組の方向性

- ・現在小中学校で行っている「宮っ子伝統文化体験教室」や「ふれあい文化教室」など既存事業の拡充や、地域学校園との連携による地域の未就学児や大人も含めた参加の促進など機会の多様化を進めます。 ・市民の文化活動の成果を積極的に発表できる機会として市民芸術
- 祭・ジュニア芸術祭を推進していきます。 ・市や関係団体等が実施する歴史、文化、芸術等に係る講座やワークショップ、イベント等を体系的に整備・拡充し、既存広報媒体やマナビスのほか、民間事業者との連携を進め、市民が使いやすく親しみや
- ・大学・専門学校等との連携を図り、各学校等の人材を活用し、新たな文化事業を企画するほか、若手アーティストの発表機会の創出や活動支援を進めます。
- ・本事業の推進に当たっては、本市の文化活動事業を支援する企業や個人からの寄付を積極的に受入れ、文化事業の活性化を社会全体で推進していく仕組みづくりを、文化創造財団を中心に進めます。

③プロジェクト1構成施策

すい情報発信の仕組みをつくります。

NO,	施策の方向性	重点	所管課
В 3-1	芸術・伝統文化関連講座の推進	*	文化課
A 2 - 1	市民芸術祭・ジュニア芸術祭の推進	*	文化課
A 3 - 1	文化創造財団による講座の推進	*	文化課
C 2 - 1	本市ゆかりの芸術家を活用した普及啓発の推進	*	文化課
A 3 - 2	生涯学習センターでの文化・教養関係講座の推進		生涯学習課
D 3 · 1	地域や学校における地域文化財活用事業の推進		文化課
B 4 - 1	保育園等における文化の学習機会の充実		保育課
B 1 - 2	身近に学べるマッチング事業の支援		文化課,生涯学習課,学校教育課
В 1-3	文化活動者の活躍促進		文化課
В 2-2	文化会館の利用団体・演奏家との連携事業		文化課
A 2 - 3	身近な場を活用した新たな文化活動の発表の場の創出		文化課
A 2 - 4	民間施設との連携・活用の検討		文化課
В 5-2	企業や文化振興財団等による助成事業の活用		文化課
D 4 - 2	企業等と連携した文化振興事業の推進		文化課
D 4 - 3	大学や研究機関との連携による文化振興事業の推進		文化課



市民と「宇都宮の文化」をつなぐ、うつのみや文活(ぶんかつ)プロジェクト

「気軽に」「身近に」「入門から極めるまで」をキーポイントに様々な文化にかかわる情報を集約発信し、宇都宮市民のみなさんの文化活動を促進します。

※文活とは ひとりでも多くの市民のみなさんに文化にふれていただくことで、感動したり、学んだり、 演奏や制作をしていただくことで潤いのある生活を送っていただくものです。

③ 課題

市民の皆さんの文化に対するニーズを捉え、対応できるコンテンツを 集約する文化情報アーカイブを有効活用できる手法について、民間活力 を含めた検討を行い、市民のみなさんに効果的に情報を届ける取組や環 境づくりを推進していく必要があります。

(2) 文化遺産を活用した宇都宮活性化プロジェクト

① 目的

市民が本市の歴史・文化財及び自然環境に親しみ、郷土への理解を深めるとともに、市民の財産である貴重な資料等を次世代へ引き継ぐために、本市の貴重な資料等の調査・評価・保全に取り組むとともに、それらの情報発信や理解を促進するプロジェクトに取り組みます。特に、本市を象徴する大谷石等の文化遺産の価値を分かりやすく表現するストーリーを創出し、本市の文化と魅力を国内外に発信することにより、文化財への理解を促進するとともに、地域の活性化に取り組みます。

② 取組の方向性

- ・歴史文化基本構想の策定を進め、発信力の強化を促進するため、文化 庁が創設する「日本遺産」への認定に取り組みます。
- ・新市史編纂事業など文化資源の調査・研究を進めるとともに、それら の資料等の収蔵・蓄積等の保存の在り方について検討を進めます。
- ・本市に広く分布する大谷石建造物等が、本市独自の景観を創り出す重要な要素であることについて、普及啓発に取り組むとともに、景観上の価値が高いものについて、その保全と活用の促進に取り組みます。
- ・文化遺産の価値を幅広く発信していくために、 I C T を活用した情報を発信するとともに、国内外を視野に入れた観光の振興に取り組みます。
- ・まちなかに、広域的な文化情報の発信機能や既存の文化施設(「サテライト」)を結び付ける機能などを持つ文化情報交流拠点(「コア」)の形成に向けた検討を進めます。

③ プロジェクト2構成施策

NO,	施策の方向性	重点	所管課
C 1-3	日本遺産認定への取り組み (歴史文化基本構想の策定)	*	文化課
C 4-4	文化財保護法に基づく歴史的建造物保存事業の推進	*	文化課
C 5-1	景観上価値のある歴史的建造物の保全・活用の促進	*	都市計画課
C1-2	史跡等整備の推進	*	文化課
C 1-4	宇都宮市民遺産認定制度の創出		文化課
C1-5	新市史編さん事業への取組		文化課
A 3-2	生涯学習センターでの文化・教養関係講座の推進		生涯学習課
A 4-3	ICTを活用した情報発信の推進		文化課
C 4-1	多気城跡の保存に向けての調査の推進		文化課
C 4-3	文化財の収蔵・蓄積の基盤整備		文化課
D 1-1	文化を活用した観光の振興		観光交流課
D2-5	城址公園を活用した文化・歴史を伝える事業の推進		公園管理課

文化遺産を活用した 宇都宮活性化プロジェクト

歴史文化基本構想の策定

地域の文化財をその周辺環境も含め総合的に保存活用していくための基本構想 【記載事項例】

- ・「関連文化財群」の設定(関連文化財群のテーマとテーマ設定の考え方)
- ・「歴史文化保存活用区域」の設定(区域内における保護や整備の方針)
- ・文化財を保存・活用していくための体制整備の方針

【参考】市内所在の文化財

国指定・認定・登録 33 県指定 127 市指定・認定 330

ストーリー立てのできる

文化財を抽出

【具体例】

タイトル

古から人工と自然が調和した石の里 ~大谷石が生み出した歴史と文化~

ストーリー

大谷は「奇岩群」に代表される大谷石の独特な景観を有し、「陸の松島」と呼ばれる風光明媚な場所である。古より大谷磨崖仏や多気山持宝院などの宗教施設があり、人々の信仰の対象となってきた。また、この地域には宇都宮氏初代とされる宗円ゆかりの獅子舞が今も踊りつがれている。大谷石は加工しやすい特性から、江戸時代には宇都宮城の修築に使われ、明治時代になると大谷石の採掘産業が発展し、現在でも市内には大谷石造りの建造物が多く残り、宇都宮のまちを特色づけている。

(認定)

日本遺産

日本遺産魅力発信推進事業の展開

- ・多言語HP・パンフレットの作成
- ・展覧会,シンポジウムの開催
- ・ストーリーの理解に有効なガイダンス機能の強化,周辺環境整備(ベンチ・説明板等)

ストーリーイメージ



大谷の名勝 (御止山)



多気山



千手観音 (大谷観音) 不動明王





伝 統

宗円獅子舞



自

然

採掘風景



大谷石の出荷



松が峰教会



旧篠原家住宅



今に伝わる建造

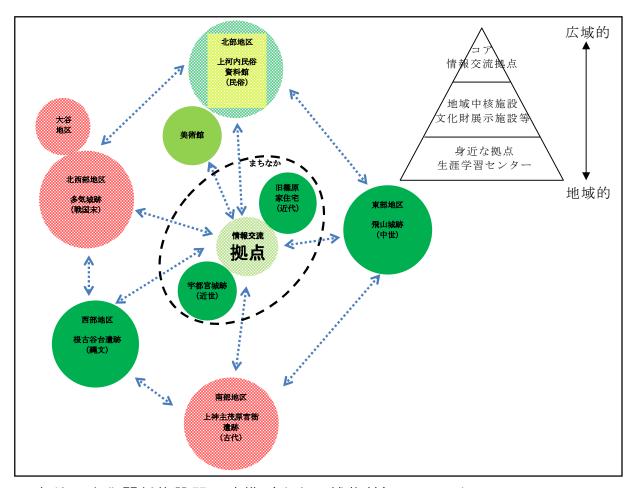
物

4 課題

本市の歴史概要や史跡・名勝,文化財等の情報を市民が身近に学ぶことができたり,本市を訪れる観光客が容易に知ることができる情報発信機能の整備が,文化遺産を活用した地域活性を推進していくために不可欠な要素と考えられます。

既存の情報とともに、新たな発掘調査等により更新される情報、大学などの研究機関や民間にある情報を集積・整理していくことで市民に分かりやすい情報に体系化していくことが求められています。

また、情報を効果的に届けるためのインフラやハード整備の具体化にあたっては、いつでも、どこでも気軽に情報を取得することができる I Tを活用した情報基盤の充実を図っていくとともに、市民や来訪者が楽しく見たり、調べたり、体験を通じて情報を取得することができる拠点となる施設の整備が多くの人に本市の歴史や文化に触れていただく機会を創出する装置として求められており、歴史文化基本構想の策定作業に合わせてその在り方を整理してまいります。

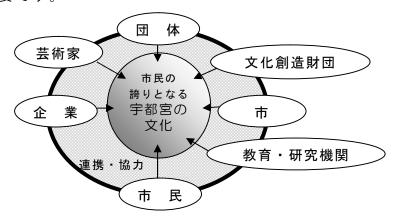


各地区文化関係施設間の連携(まちは博物館)イメージ

第7章 計画を推進するために

1 協働による文化芸術の振興

本計画を推進していくためには、市民、団体(NPO等)、芸術家、教育・研究機関、企業、行政などの協働のもと、各活動主体が互いの立場を理解し、それぞれの役割を認識し、主体的に文化振興活動に取り組むことが重要です。



① 市民の役割

市民文化は、地域で生まれ、育まれ、継承されていくものであり、その主体は市民自身であります。市民には、一人一人が市民文化の担い手であるとの自覚を持ち、文化芸術に積極的に触れたり活動したりすることを通じて、それぞれが持っている経験や知識などの能力を大いに発揮することが求められます。

② 団体等の役割

市文化協会を始めとした文化芸術団体は、これまでも市主催の市民芸術祭や文化芸術活動に対し積極的に関わり、文化振興事業を盛り上げてきました。また、伝統文化連絡協議会や各種文化財愛護団体は、伝統文化の継承や文化財の保存等に積極的に取り組んできました。今後はさらに、教育、福祉、観光などの団体や機関とも積極的に連携・協力し、本市の文化振興を推進するとともに、特に次代を担う子どもたちに、優れた文化芸術活動や地域の伝統文化等を伝える取組を推進することが期待されています。

③ 芸術家の役割

音楽・美術・文芸・演劇などの様々なジャンルで市出身の芸術家が活躍しています。近年では、宇都宮エスペール賞を受賞した若手芸術家も国内外で活躍しています。今後はさらに、国内外の芸術家や文化団体と交流するとともに、宇都宮発の文化芸術の創造、発信が期待されています。

④ 教育・研究機関の役割

小・中学校においては、児童生徒の豊かな感性や多様な個性を育むために、多様な文化芸術活動に参加・体験できる機会を充実するとともに、文化財や文化施設等を活用し、地域の優れた文化に触れ親しむことができるようにすることが必要です。

また, 高校生の音楽や美術などの文化芸術活動は, 非常に活発であり, 学校主催の催物から全国規模の大会まで数多く開催されています。高等学校は生徒の文化活動を広く支援し, 健全な育成に努めることが求められます。

本市では、近年、音楽、美術そしてメディア芸術など文化関係の学校が設立されるなど文化芸術の振興に係る環境に大変恵まれていると言えます。

今後は、大学や県立博物館等の研究機関が持っている専門知識や 人材、設備などを活かして、地域文化の振興に積極的に参画するこ とが期待されます。

⑤ 企業の役割

企業は、文化芸術活動を支援するために、企業の社会貢献活動により貢献していますが、さらに、地域の一員であるとの自覚の下、地域の文化活動への積極的な支援が求められるとともに、企業の持つ施設の開放や、事業のノウハウや人材などの資源を活かすことが期待されます。

⑥ 公益財団法人うつのみや文化創造財団の役割

市の出資法人である公益財団法人うつのみや文化創造財団は,舞台芸術及び美術の専門知識・技術を活かし,質の高い事業を提供するとともに,そのノウハウを市民に伝え,市民主体の文化活動を推進する中核機能としての役割が期待されます。

⑦ 市の役割

文化振興における行政の役割は、文化芸術振興基本法において「地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と位置付けられており、本市の文化芸術の主体である市民の文化活動を支援することにあります。

本計画には、文化部門以外にまちづくり、産業・観光、教育、福祉、環境、都市整備、国際交流など幅広い部門の施策を取り上げ、 庁内において相互連携を図りながら計画の推進に努めます。

2. 計画の進行管理

(1) 進行管理

計画の実現に向けては、施策事業の着実な推進が重要であることから、特に「重点施策・事業」を中心に、それぞれの取組を、計画的に進行管理します。

進行管理に当たっては、毎年実施している総合計画の施策評価システムを活用しながら、重点事業の活動指標を参考に、毎年事業の成果を検証・見直しし、効果的な事業を推進します。

【評価指標】

は計画拍標』		10.5
施策の体系 	評価指標	視点
I文化を身近に感じ、活動で	◎文化・芸術の鑑賞・見学した	・多くの市民が文化・芸術に
きる環境づくりの推進	市民の割合	触れる機会が増加している。
1 文化を身近に感じる環境	・文化会館・美術館の利用者数	・市内に所在する文化施設の
づくりの推進		利用者が増加している。
	・市民芸術祭・ジュニア芸術祭	・芸術祭や講座等の参加者が
	の参加者数	増加している。
2 文化情報の収集・発信機	・文化関連 HP のアクセス件数	・文化財 HP へのアクセス数
能の充実		が増加している。
Ⅱ文化を支える人材育成の推	◎文化活動をしている市民の	・文化・芸術活動をしている
進	割合	市民の割合が増加している。
1 文化を先導する人材の育	・宇都宮エスペール賞受賞者の	・宇都宮エスペール賞受賞の
成促進及び活躍の場の創出	累計数	若手芸術家が増加している。
2 担い手育成の推進	・子どもを対象とした伝統文化	・伝統文化関連講座の参加者
	関連講座の参加者数	が増加している。
3 地域の文化を守り伝える		・地域で文化を守り伝える人
人材・団体の育成・支援の推	・市民ボランティアの団体数	や団体が増加している。
進		
Ⅲ宇都宮文化の創造・継承の	◎宇都宮の文化を誇りに感じ	・宇都宮の文化資源を誇りに
推進	る人の割合	感じる人の割合が増加して
		いる。
1 宇都宮文化の評価・創出	・市ゆかりの文化資源の指定・	・本市ゆかりの文化資源の指
の推進	登録件数	定・登録件数が増加してい
		る。
2 宇都宮文化の保存・継承	・市内に所在する歴史的建造物	・市内に所在する歴史的建造
の推進	の指定・登録件数	物の指定・登録件数が増加し
		ている。

IV文化を活用したまちづくり の推進

- 1 地域の魅力づくりへの活用の推進
- 2 絆づくりへの活用の推進
- 3 多文化共生や国際交流の 推進

◎文化資源を目的に宇都宮に 来訪した人の割合

- ・文化資源を活用した集客交流 事業の参加・来場者数
- ・文化施設における外国人観光 客の来訪者数
- ・文化資源を目的に宇都宮に来訪した人の割合が増加している。
- ・文化資源を活用した集客交 流事業への参加・来場者数が 増加している。
- ・文化施設を訪れる外国人観 光客の来訪者数が増加して いる。

(2) 庁内推進体制

■推進委員会の設置

本計画を着実に推進するため、関係部局で構成する推進委員会を設置し、計画の進行管理を行います。また、プロジェクトの実施に当たっては、委員会内に専門部会を設置し、各関係課でプロジェクトについて検討を進めるとともに、委員会においてその検討内容等を伝えるなど、着実な実施に努めます。

前計画における各施策の達成状況

基本方針 I

施策1 文化芸術の学習機会の充実

各種教育普及事業については、参加者数や開催回数の目標値をおおむね達成しており、 文化芸術の学習機会の充実を図ることができたといえます。

【取組の達成状況】

構成施策・事業名	重点	指標	評価	状況
文化会館や美術館による出前授業や出前講座など教育普及事業の充実	•	有	0	
ふれあい文化教室の拡充による小・中学生の学習機会の充実	•	有	Δ	
文化関係講座の開催			_	実施
街の先生活動事業の推進			_	実施
保育園等における文化芸術の学習機会の充実			_	実施

〇文化会館や美術館による出前授業や出前講座など教育普及事業の充実

指標名	H16年	H22	H26
文化会館の教育普及事業参加者数	9,000 人	25, 693 人	24, 146 人
美術館の教育普及事業参加者数	4,000 人	5, 453 人	7, 081 人

○ふれあい文化教室の拡大による小・中学生の学習機会の充実

指標名	H16年	H22	H26
ふれあい文化教室開催数	80 回	126 回	143 回

基本施策2 優れた文化芸術の鑑賞機会の充実

文化会館、美術館において、鑑賞事業から教育普及事業への見直しを行い、市民に質の高い鑑賞機会を提供することができたといえます。

【取組の達成状況】

構成施策・事業名	重点	指標	評価	状況
文化会館・美術館での優れた舞台芸術や美術作品などの鑑賞機会の充実	•	有	_	
さらに質の高い鑑賞型事業としての市民芸術祭の開催			_	実施

※計画期間内に事業の方向性を変更したことから、評価はしない。

○文化会館・美術館での優れた舞台芸術や美術作品などの鑑賞機会の充実

指標名	H16年	H22	H26
文化会館の利用者数	530,000 人	525, 000 人	471, 988 人
美術館の鑑賞者数	61,000 人	92, 445 人	121, 944 人

基本施策3 文化芸術の発表機会の充実

次代の担い手である子ども達の文化活動の場として、ジュニア芸術祭を開催し、ほぼ 全ての小中学校が参加しているなど、目標値を上回ることができたといえます。

【取組の達成状況】

構成施策・事業名	重点	指標	評価	状況
市民の文化活動の発表の場としての市民芸術祭の開催			_	実施
青少年の文化活動の発表の場としてのジュニア芸術祭の開催	•	有	0	
地域文化祭の開催			_	実施
ふれあいのある家庭づくり推進事業			_	実施
障がい者のふれあい文化祭の開催			_	実施

〇市民芸術祭、ジュニア芸術祭の発表の場としての充実

指標名	H16年	H22	H26
ジュニア芸術祭の参加者数	17, 000 人	25, 647 人	31, 795 人

基本施策 4 芸術家の育成・支援

演劇セミナー修了者を中心に小劇団を立ち上げ、ホール公演実施しています。エスペール賞については、ホール部門において賞を授与しており、本市ゆかりの若手芸術家の育成を進めることができたといえます。

【取組の達成状況】

構成施策・事業名	重点	指標	評価	状況
フランチャイズ制の導入			_	実施
芸術家の発表,交流活動の支援				検討
宇都宮エスペール文化振興事業(若手芸術家の育成事業)の充実			_	実施

基本施策5 文化芸術を担う人材・団体の育成・支援・顕彰

様々な取組みにより文化芸術を担う人材等の育成・支援を行ったといえます。

【取組の達成状況】

構成施策・事業名	重点	指標	評価	状況
文化会館の利用団体・演奏家との連携事業の推進			_	実施
文化芸術団体への活動支援や後援名義支援の推進			_	実施
ふれあい文化教室の拡充による小・中学校の学習機会の充実(再掲)			_	実施
宇都宮市文化功労賞の創設			_	検討
指導者の養成			_	実施
市民ボランティアの育成			_	実施
本市にゆかりのある芸術家や企業等の文化芸術に優れた人材を活用した普及事業の推進			_	実施

基本施策6 文化活動施設の整備

主に本市の文化芸術の拠点である文化芸術、美術館を中心に取組を進めることができたといえます。

【取組の達成状況】

構成施策・事業名	重点	指標	評価	状況
小規模ホールの整備			_	実施
音楽練習施設の整備				実施
文化会館の適切な維持管理	•		_	実施
美術館施設の適切な維持管理	•		_	実施
民間施設との連携・活用検討			_	実施
公共施設の有効活用の検討・実施	•		_	実施

基本方針Ⅱ

基本施策1 文化財の保存・活用

文化財の保存に関しては、国指定の上神主・茂原官衙遺跡の公有化事業が完了し、恒久的な保存が図られたほか、新たに聖ヨハネ教会の指定や上野本家住宅の認定などがなされ、歴史的建造物の保存事業も進んでいます。

文化財の活用に関しては、既存の文化財展示施設において、企画展や巡回展を開催しました。

【取組の達成状況】

E. M. Transfer Services				
構成施策・事業名	重点	指標	評価	状況
上神主・茂原官衙遺跡の保存・活用の推進			_	実施
文化財公開施設を活用した啓発事業の展開			_	実施
宇都宮城址公園の活用			_	実施
多気城跡の保存に向けての調査の推進			_	実施
歴史的建造物保存事業の推進			_	実施
市民協働による文化財保護活動の推進			_	実施
文化財収蔵整理施設の整備	•		_	

○とびやま歴史体験館等の文化財展示施設を活用した啓発事業の展開

指標名	平成 16	平成 22	平成 26
市の文化財等施設の来訪者数	50,000 人	126,000 人	121, 809 人

〇上神主・茂原官衙遺跡の保存・活用の推進

指標名	平成 16	平成 22	平成 26
上神主・茂原官衙遺跡の土地の公有化	5%	79. 8%	100%

基本施策2 伝統芸能や生活文化の継承

「宇都宮伝統(ふるさと)文化継承事業の推進」では、「宇都宮伝統文化フェスティバル」など様々な事業を展開し、伝統文化の周知·啓発を進めることができました。また、「宮っ子伝統文化体験教室」などを実施することにより、次世代の育成に寄与することができました。

【取組の達成状況】

構成施策・事業名	重点	指標	評価	状況
宇都宮伝統(ふるさと)文化継承事業の推進	•	有	0	
伝統文化子ども教室の実施			_	実施
宮っ子伝統文化体験教室の実施	•	有	0	
保育園等における文化芸術の学習機会の充実(再掲)			_	実施

〇宇都宮伝統(ふるさと)文化継承事業の新設

指標名	平成 16	平成 22	平成 26
宇都宮伝統(ふるさと)文化継承事業の参加者・	_	17, 000 人	21,000人
鑑賞者数			

基本施策3 潤いのある文化的環境の整備

文化的環境の整備に係る事業については、おおむね順調に事業が進んでいます。「景観形成重点地区等の指定の推進」では、景観形成重点地区等の指定が目標の6地区を達成し魅力ある景観づくりが進んでいます。このほかにも「宇都宮まちなみ景観賞」や「うつのみや百景」も着実に実施されています。

【取組の達成状況】

構成施策・事業名	重点	指標	評価	状況
大谷の名勝指定と保存・活用の推進	•	有	Δ	
大谷の文化的景観保存事業の推進	•	有	Δ	
アートパーク展示事業の推進			_	実施
まちなみ景観賞事業の推進				実施
うつのみや百景事業の推進			_	実施
景観形成重点地区等の指定の推進	•	有	0	
大谷の名勝指定と保存・活用の推進	•	有	Δ	

基本方針Ⅲ

基本施策 1 個性のある文化資源の活用

ジャズ・妖精・百人一首といった宇都宮の文化資源を活用した事業について,全て目標値を上回る結果となっており,一定の成果をあげていると考えられます。

【取組の達成状況】

構成施策・事業名	重点	指標	評価	状況
ジャズのまちづくり事業の推進	•	有	0	
妖精資料活用事業の推進	•	有	0	
百人一首の普及	•	有	0	
大谷の名勝指定と保存・活用の推進(再掲)	•	有	Δ	
大谷の文化的景観保存事業の推進(再掲)	•	有	Δ	
景観形成重点地区等の指定の推進(再掲)				実施

○ジャズのまちづくり事業の推進

指標名	平成 16	平成 22	平成 26
ジャズのイベント参加者・鑑賞者数	65, 000 人	127, 515 人	150, 509 人

〇百人一首市民大会の拡充

指標名	平成 16	平成 22	平成 26
百人一首市民大会参加者数	440 人	426 人	602 人

基本施策2 観光・産業振興との連携

ジャズイベント事業数に関しては、目標値を上回るとともに、観覧者数も毎年増加し、「ジャズのまち宇都宮」の市民への浸透が図られました。また、中心市街地拠点広場におけるイベントも多数開催されました。

【取組の達成状況】

構成施策・事業名	重点	指標	評価	状況
文化資源を活用した集客交流の促進	•	有	0	
企業等と連携した文化事業の実施			_	実施
商店街事業との連携			_	実施
文化を活用した観光の振興			_	実施

〇商店街事業との連携強化

指標名	平成 16	平成 22	平成 26
商店街事業との連携事業数	7本	16本	

基本施策3 文化芸術情報の集約,発信

平成22年度から、文化財情報メールマガジンを配信するなど、情報ネットワークを活用した文化情報の発信に積極的に取り組んでいますが、その利用が伸び悩んでいます。

【取組の達成状況】

E- IV-I III - A VIII S IV AND II				
構成施策・事業名	重点	指標	評価	状況
文化に関する総合的な情報ネットワークシステムの構築			_	実施
多様な広報媒体の活用の強化	•	有	Δ	

○文化に関する総合的な情報ネットワークシステムの構築

指標名	平成 16	平成 22	平成 26
歴史・文化財ネットワークの年間アクセス数	20,000件	18, 000 件	22,000件

基本施策 4 文化芸術交流の促進

文化芸術交流の推進については、姉妹都市交流プログラムのほか、外国人住民の講師 による国際理解講座を実施しました。

【取組の達成状況】

構成施策・事業名	重点	指標	評価	状況
国内地域間や海外都市との文化芸術交流の推進			_	実施
外国人住民との文化的な相互理解の促進				実施

宇都宮市教育委員会 文化課

〒320-8540 栃木県宇都宮市旭 1-1-5

TEL 028-632-2767 • FAX 028-632-2765

E-MAIL <u>u4607@city.utsunomiya.tochigi.jp</u>